横手市中心市街地活性化基本計画

（ 案 ）

秋田県　横手市

令和〇年〇月

目 次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 1
2. 中心市街地の位置及び区域 11
3. 中心市街地の活性化の目標 27
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 33
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 38
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項 43
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 51
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項 70
◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 74
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 75
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 84
11. その他中心市街地の活性化に資する事項 86

〇基本計画の名称 ： 横手市中心市街地活性化基本計画

〇作成主体 ： 秋田県横手市

〇計画期間 ： 令和7年4月から令和12年3月まで（5年0月）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証

これまでの中心市街地に関する取組としては、市町村合併が行われる前の旧横手市において、平成11年3月に「横手市中心市街地活性化基本計画」を策定し、その後、平成14年8月に計画変更を行い、よこての魅力的な玄関づくりとしてJR横手駅を中心とするエリアに都市機能の充実を図ることと、城下町の街並みなど伝統的景観を保ち活かした美しいまちづくりをすすめるという方針を定めた。

平成20年からは、基本計画で定めた横手駅を中心とするエリアにおいて横手駅東口第一地区市街地再開発事業を実施し、施設整備を中心としてにぎわいの創出や居住誘導等に取り組んできたが、ソフト事業を含めた総合的な事業展開や周辺地域への波及効果が十分ではなく、期待される成果を得られていない。

あわせて魅力的な街並みの整備のため、歩行者回遊ルートの整備や伝統的建築物を活用した施設・広場の整備等にも取り組んできたが、観光客等の増加や歩行者の増加につながるような十分な成果を得られていない。

① 市町村独自の計画や直近の認定基本計画等の概要

・計画期間　平成11年3月策定（平成14年8月変更）（概ね10年間）

・区域面積　106.9ha

・基本的な方針及び目標

【基本的な考え方・キャッチフレーズ】

横手の中心市街地活性化のためには、商業機能の強化というだけでは必ずしも十分ではありません。地域の風土や歴史を重んじたまちづくりを考え、人々が快適に居住し、地域のコミュニティが再生されることによって、はじめてまちは再生されるという基本認識にたち、まちづくりをしていきます。

また、横手の中心市街地はこれまで城下町として栄えてきました。まだ、その歴史的財産が残っており、その有効活用を図りながらかつての城下町の賑わいを取り戻します。地域の住民はもちろんのこと、まちに来る人々の立場からまちづくりを考えていきます。

「装い新たによみがえる」

かつての城下町らしい街並みや歴史的建造物を有効に活用しながら、まちの装いを新たにすることにより中心市街地の再生を目指します。また、心の「装い」も新たにし、住む人一人一人が来街者に対しておもてなしの気持ちをもって接します。かつての城下町を彷彿とさせるような、人のつながりのある新しいまちをつくります。

「こだわり感じる今昔の」

横手市中心市街地は二面性を持っています。一つはJR横手駅前周辺を中心とする横手の玄関としての地域です。この地域は、商業ビルや大型病院があるなど、いわば「今」（現代）風な地域です。一方、四日町地区を中心とする地域は、かつて城下町横手の商業の核となった地域です。歴史的建造物も残っており、いわば「昔」風の地域です。それぞれの地区の特色や役割を活かし、こだわりをもったまちづくりが必要になります。

「てづくり・ぬくもり城下町」

まちづくりをするにあたって、地域の人が相互に協力し合い、自分たちのてづくりのまちを目指します。また、横手の冬の伝統行事である「かまくら」の中の温かさのような、人のぬくもり、自然のぬくもり、まちのぬくもりが感じられる城下町の雰囲気をつくります。

② 事業等の進捗状況

表 事業等の進捗状況一覧(1/3)

【市街地の整備改善のための事業】

項目	事業	内容	実施主体	場所	時期	想定される支援策(省庁)	実施状況
(1)魅力的な街並みの演出	回遊街路整備事業	駅前から末広町・田中町・四日町・大町へつながる、風情ある回遊道の整備をする。中心市街地に回遊性を持たせるための道路修景、ポケットパーク、植栽・せせらぎ・照明・案内板等の整備をする。	市、TMO、商店街	駅前～四日町	短期	(国土交通省) ・身近なまちづくり支援街路事業 ・まちづくり総合支援事業 ・賑わいの道づくり事業	完了
	回遊拠点施設・広場整備事業	歴史を感じさせるまちの雰囲気に合うように、伝統的建築物等を利用した集客施設をつくると共に、その周辺を広場とし、来街者がとどまることができるよう整備する。	市、TMO	四日町	中期	(国土交通省) ・身近なまちづくり支援街路事業 ・まちづくり総合支援事業	回遊拠点施設:未実施 広場整備:完了
	優良建築物等整備事業	中心市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地利用の共同化、高度化に寄与する優良な建築物の建設を促進するとともに、都市の防災性、安全性の向上を促進する。	市、民間	中心市街地	長期	(国土交通省) ・優良建築物等整備事業費補助金	未実施
	都市景観形成事業	横手市の風情を彩る個性ある景観づくりを推進するために、景観に配慮した公共空間の整備方針を検討し、特色ある地域環境形成に努める。	市	中心市街地	中・長期		継続(横手市景観計画(平成25年4月1日施行)
	市街地河川活用事業	ふるさとの川モデル事業により整備された横手川を活用し、美しい水辺空間の創出に努め、また、イベントや行事を通じ人々との結びつきの場を創出する。	市、TMO	横手川	中期		継続
(2)交流を活発にするための機能の整備	道路整備事業	中央線街路事業、中の橋通り線街路事業の整備を行う。	市	四日町、大町等	実施中		完了
	駐車場整備事業	中心市街地での駐車場需要の増加や路上駐車問題を解決する目的で整備する。	市、TMO、民間	中心市街地内	長期	(経済産業省) ・リノベーション補助金 ・商店街等活性化事業(駐車対策) (国土交通省) ・まちづくり総合支援事業	完了(横手駅東口市営駐車場)
	駅周辺駐輪場整備事業	JR 横手駅の利用者の利便性を高めるため、駐輪場を整備する。	市	駅周辺	長期	(国土交通省) ・まちづくり総合支援事業 ・交通結節点改善事業 ・都市再生交通拠点整備事業 ・鉄道駅総合改善事業費補助 ・交通施設バリアフリー化施設整備費補助 ・特定交通安全施設等整備事業	完了(横手駅東口駐輪場)
	中心市街地活性化広場公園整備事業	商店街等の中心市街地の公園、緑地を整備し活性化を図る。	市	中心市街地	中期	(国土交通省) ・中心市街地活性化広場公園整備事業 ・まちづくり総合支援事業	完了
	情報提供コミュニティ施設設置事業	観光客等への観光案内機能とともに、市民への情報提供や市民同士、他の地域の人ともふれあいをもてるコミュニティ施設を中心商店街に設けて地域の活性化を図る。	市、TMO	中心市街地	中期	(国土交通省) ・まちづくり総合支援事業 (総務省) ・マルチメディア街中にぎわい創出事業	継続
	交流拠点広場整備事業	普段はベンチを置いて地域住民のコミュニケーションを図ったり、買物客主体の休憩場所とする。イベント開催時は、集客スペースとして利用する。	市	中心市街地	長期	(国土交通省) ・まちづくり総合支援事業	完了
	レンタルサイクル事業	市内数カ所にレンタルサイクルセンターを設置し、自転車の貸し出しを行う。	市、TMO	中心市街地内	長期		継続 (横手駅東口 横手市観光情報センター)

表 事業等の進捗状況一覧(2/3)

【市街地の整備改善のための事業】

項目	事業	内容	実施主体	場所	時期	想定される支援策(省庁)	実施状況
(2)交流を活発にするための機能の整備	横手駅東西自由通路整備事業	鉄道によって分断された駅東・駅西地区の一体化を図るとともに、周辺の都市施設と連結されるような通路を整備する。	市	JR 横手駅周辺	長期	(国土交通省) ・まちづくり総合支援事業 ・交通結節点改善事業 ・都市再生交通拠点整備事業 ・鉄道駅総合改善事業費補助 ・交通施設バリアフリー化施設整備費補助	完了(横手駅東西自由通路)
	東西駅前広場整備事業	よこての顔として人が集い、にぎわいある広場の形成を図るため、修景スペースや交通結節機能を有する空間の整備を行う。	市、民間	JR 横手駅周辺	長期	(国土交通省) ・まちづくり総合支援事業 ・交通結節点改善事業 ・都市再生交通拠点整備事業	完了(横手駅東西駅前広場)
	交流拠点施設整備事業	市民を主要な対象者とし、市民の健康増進、生涯学習環境の向上を図るとともに、市民相互の交流を図る拠点を整備する。	市	中心市街地	長期	(文部科学省) ・学習拠点施設情報化等推進事業 (国土交通省) ・まちづくり総合支援事業 ・人にやさしいまちづくり事業	完了(横手市交流拠点施設)
	市街地再開発事業	横手駅東側周辺区域における空店舗や低未利用地について、土地の高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物の整備及び建築敷地の整備や公共的施設の整備を行う。	市、民間	横手駅東側周辺	長期	(国土交通省) ・市街地再開発事業	完了(横手駅東口第一地区市街地再開事業)
(3)快適な居住環境づくり	高齢者住宅(高齢者福祉施設併設)	高齢者向けの住宅を建設することにより、市街地の定住人口の増加を図る。	市、民間	中心市街地	長期	(厚生労働省) ・社会福祉施設等施設整備費補助金 (国土交通省) ・人にやさしいまちづくり事業 ・高齢者向け優良賃貸住宅制度 ・住宅市街地整備総合支援事業 (国土交通省・厚生労働省) ・シルバーハウジングプロジェクト	完了(横手駅東口第一地区市街地再開事業)
	流雪溝整備事業	積雪の多い横手市で、歩行や買物等の安全性の確保と不便性の解消のために既存の流雪溝設置地区の運用の拡充と未整備地区への拡大を図る。	市	市内	長期		継続
	賃貸住宅供給促進事業	中心市街地に定住人口を増やすことにより活性化を図る。	市、民間	中心市街地	長期	(国土交通省) ・特定優良賃貸住宅供給促進事業 ・高齢者向け優良賃貸住宅制度 ・住宅市街地整備総合支援事業 ・優良建築物等整備事業	未実施
	バリアフリーの街路づくり事業	高齢者や障害者が利用しやすい道づくりをすることにより、来街者への利便性を図る。	市	中心市街地	長期	(国土交通省) ・身近なまちづくり支援街路事業	継続
	三枚橋地区土地区画整理事業	三枚橋地区の一体的整備により、広域的な交通拠点性および結節性の強化を図る。	市	三枚橋地区	平成21年度終了予定		完了(三枚橋地区土地区画整理事業)

表 事業等の進捗状況一覧(3/3)

【商業等の活性化のための事業】

項目	事業	内容	実施主体	場所	時期	想定される支援策(省庁)	実施状況
商い(飽きない)賑わいの創出	商店街顧客利便施設整備事業	新築、もしくは空店舗や既存店舗を改修するなどして、商店街来客者の滞留場所の提供や観光客への情報提供のための施設を整備する。	市、TMO、民間	鍛冶町、大町他	短期	(経済産業省) ・中心市街地商業等活性化総合支援事業	完了(横手市顧客利便施設)
	商業サービス業集積施設整備事業	商業・サービス業施設の集積を促進し、その魅力の増進を図るため、中核的商業・サービス業集積関連施設を整備する。また、駐車場、多目的ホール、休憩所等の顧客利便施設を整備する。	市、TMO、民間	中心市街地	中期	(経済産業省) ・中核的集積関連施設整備事業 ・商業サービス業集積関連施設整備事業	未実施
	ポイントカード強化事業	ポイントカードの内容の充実を図り、固定客の増加、確保を図る。	事業協同組合、TMO	市内	短期	(経済産業省) ・商店街等活性化事業	完了
	空き店舗対策事業	商店街内に点在する空き店舗を活用し、チャレンジショップ、カルチャー教室、イベント会場やギャラリー、各種情報サービス事業等を実施する。	市、商工会議所、TMO	中心市街地	実施中	(経済産業省) ・商店街等活性化事業(空店舗対策) ・コミュニティ施設活用商店街活性化事業 ・商店街空き店舗対策事業 ・リノベーション補助金	継続(空き店舗利活用支援事業)
	農産物直売所設置事業	農家の主婦等が地元で採れた農産物を販売する。	市、民間	中心市街地	短期		継続
	共同宅配・買物代行事業	これからの高齢化社会に対応すべく、ファックス等を活用した商店街の一括受注や、日用品や食料品を自宅に共同で配達するシステムを開発する。	民間、商工会議所、商店会	中心市街地	短期	(経済産業省) ・商店街等活性化対策事業(活性化対策)	未実施
	商店街活性化イベント事業	商店街が自ら活性化及び地域振興のために実施する各種事業を支援する。	TMO、商店会	中心市街地	短期	(経済産業省) ・中心市街地商業活性化推進事業(基金)(広域ソフト事業)	継続
	商店会一体化事業(商店会組織の連携強化)	各商店会の連携を図り、一体的にまちづくりに取り組む体制づくりのための教育研修を実施する。	TMO、商店会	中心市街地	短期	(経済産業省) ・中心市街地商業等活性化総合支援事業	完了
	空店舗、空家、空き地調査及び利活用の促進	市内にある空店舗などの状況を把握し、インターネット等の情報媒体を通じ新規事業希望者への情報提供を図る。	TMO	中心市街地	短期		完了
	テナントミックス店舗管理事業	商業集積の魅力を高めるために必要な業種、業態の適正な配置を図る。	TMO、民間	四日町、駅前地区	中期	(経済産業省) ・中心市街地商業活性化推進事業(基金)(テナント・ミックス管理事業等) ・リノベーション補助金	未実施
	キャラクターグッズ・シンボルマーク事業	横手を象徴するキャラクターやシンボルマークを開発し、市のイメージアップ等を図る。	TMO、民間	中心市街地	短期		未実施
	特産品開発事業	地域資源を活用した特産品を開発する。	TMO、民間	中心市街地	短期		完了
	人材育成事業(まちづくり塾の開催)	まちづくりに関する勉強会を実施し、有能な人材の育成を図る。	TMO	中心市街地	短期		完了
	コミュニティバスの運行	街中の利用者の利便性を図り、市街地への集客を図る。	市、民間	市内	短期	(国土交通省) ・バス利用促進等総合対策事業 ・公共交通移動円滑化施設整備費補助 (経済産業省) ・商店街等活性化事業(駐車対策)	継続(横手市循環バス)
	市街地活性化情報誌事業	各商店会向けに TMO やイベント情報等の情報誌を配布することにより、情報の共有化を図る。	TMO	中心市街地	短期		完了
	高度情報通信化調査事業	CATV やコミュニティ FM などを利用した市民への各種情報の通信手段を調査する。	TMO	市内	短期		継続(横手コミュニティ FM 放送)
	地域通貨推進事業	地域通貨を発行し、地域内での流通を推進し、地域におけるネットワークの構築を図る。	TMO	市内	短期	(経済産業省) ・中心市街地商業活性化推進事業(基金)(テナント・ミックス管理事業等) ・商店街等活性化事業(活性化対策事業)	未実施
	中心市街地活性化フォーラム支援事業	TMO や商業者、地域住民等中心市街地活性化に関わる関係者を集めたフォーラム等を開催する。	市、TMO	市内	短期	(経済産業省) ・中心市街地活性化フォーラム事業	完了

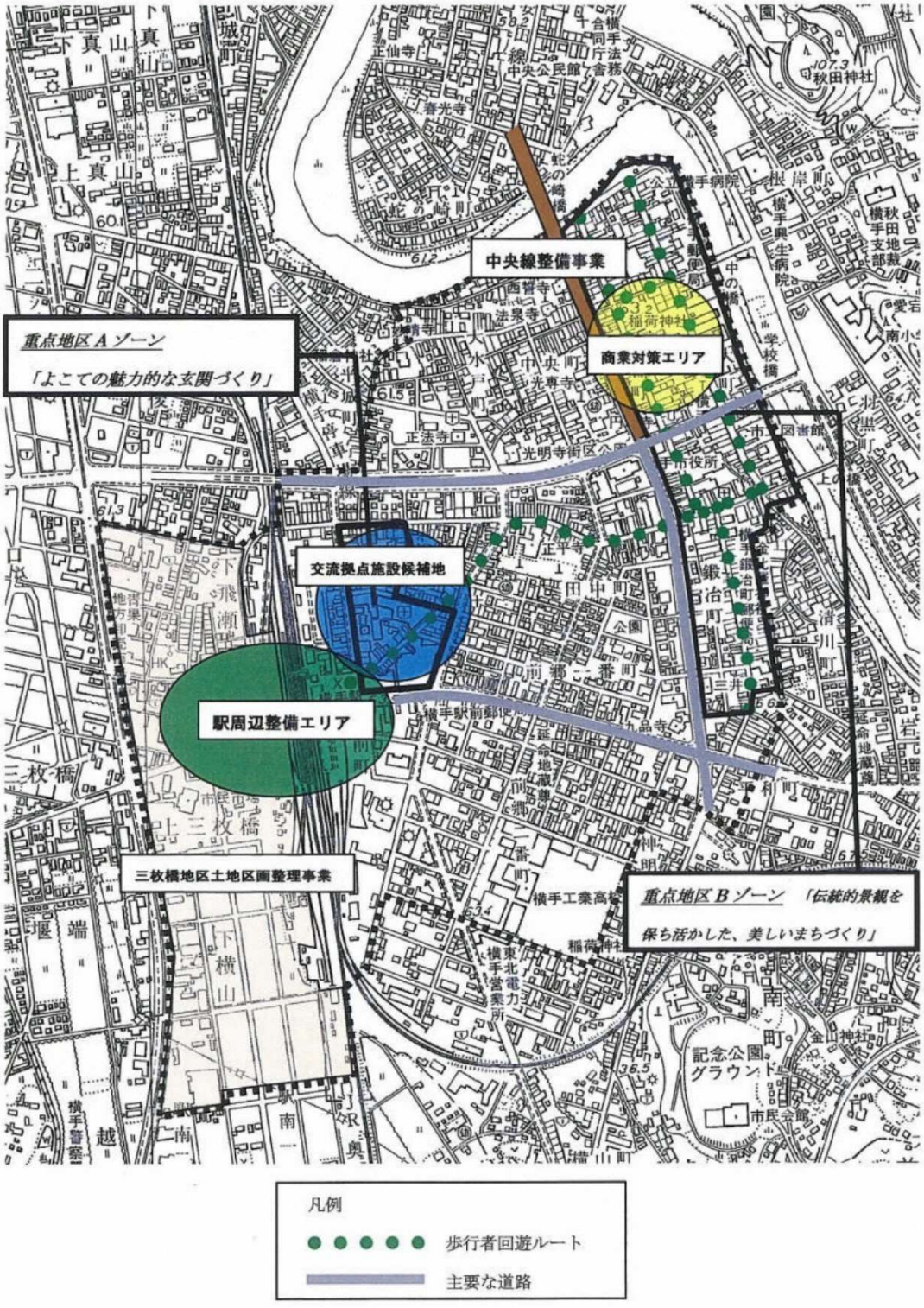

図　中心市街地活性化イメージ図

（平成14年8月変更　旧横手市中心市街地活性化基本計画より）

[2] 中心市街地活性化の課題

課題1　都市機能集約の契機を最大限に活用する環境づくり

中心市街地においては、国道13号沿線のロードサイド型店舗の立地や郊外地への事業所の移転が進んでいるほか、平鹿総合病院の駅西への移転整備により商業機能が相対的に低下しており、区域外からの来訪機会が減少している現状にある。

横手駅東口第二地区市街地再開発事業により進められている都市機能整備の推進を図り、公共交通や歩行者ネットワーク等の周辺の環境整備や地域資源を活用したイベント等の開催を一体的に進めることで、横手駅周辺の拠点性と回遊性を向上させ、市内外から人々が集い交流するにぎわいのある中心市街地を形成していくことが必要である。

また、既存の観光資源である「かまくら」や「送り盆」の会場となる横手市役所前おまつり広場（富士見大通り）や光明寺街区公園、横手城下の外町と呼ばれる街並み等の利便性や満足度を向上させ、通年での観光集客を推進していくことが必要である。

平成23年、横手駅の橋上化と一体的に建設されていた東西自由通路と西口駅前広場が完成し、横手駅西口が開設され、新たな公共交通の結節点として運用開始された。

この西口駅前広場を含むJR奥羽本線から国道13号までの区間において、平成9年から施行されていた三枚橋地区土地区画整理事業が令和4年に事業完了したほか、国道13号から市民会館建設予定地に至る区域も、駅西地区土地区画整理事業によるインフラ整備が平成22年に完了している。

横手駅西口から市民会館建設予定地までの距離は、1.1km足らず徒歩13分程度であることから、市民会館への公共交通機関での来訪を促すためのPR方法を検討するとともに、市民会館へ至るルートの途中に位置する三枚橋第1号街区公園や駅西地区の下飛瀬公園のほか、駅西地区の歩行者専用市道である横手条里跡線や駅西歩道5号線などの活用の検討を行い、回遊性を向上させることによって地域のにぎわいを創出する必要がある。

課題2　快適な雪国の暮らしを支える居住環境づくり

秋田県における人口減少率（平成27年～令和2年）は、全国で最も高い6.2%であり、高齢化率（令和2年）も37.5%と全国で最も高くなっている。横手市の人口減少率は7.2%、高齢化率は39.0%と、県の値を上回っており、全国的に見ても人口減少、少子高齢化の進行が深刻であるといえる。加えて、横手市は全国有数の豪雪地帯であることから、冬期間の日常的な除排雪や家屋の雪下ろしといった居住面での負担も大きく、居住人口の減少、市外への転出超過が進行している現状にある。

人口減少社会を踏まえ持続可能なまちづくりを進めていくためには、中心市街地へ居住を集約させることが重要である。横手駅周辺の拠点性向上に合わせ低未利用地等の活用を図り、歩道融雪施設の整備や集合住宅等を整備することで、冬季でも暮らしやすい居住環境づくりが必要である。

また、昭和40年代からの土地区画整理事業によって整備された神明町、前郷一番町、前郷二番町、田中町、寿町などでは空き家や空地が増加しているが、面積の小さな敷地が多く十分な駐車スペースが取れないこともあり住宅地としての活用が進んでいないため、対策事業の検討を行う必要がある。

かつての羽州街道沿線の外町から発展し中心市街地として栄えていた大町、四日町などでは、商店や事業所の減少により空洞化が進んでいるが、河川改修された横手川や都市計画道路の整備により良好な環境と景観が形成されている。この資源を活かした施設の立地や居住者を増加させるための施策の検討が必要である。

課題3　定住促進に向けた新たな就業機会の創出

横手市内においては、卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業の大半を占める小規模事業者の事業所数、従業員数の減少が進行している。今後人口減少に伴い、生産年齢人口が減少し、労働者不足や後継者不足が一層深刻化すると予想される。

中心市街地では、起業相談窓口への事業所、店舗等の開設に関する相談はあるものの、周辺地域に比べ地価や賃借料が高く、用地や物件の確保が難しいため、地域内での新たな起業や開店が進みにくいという現状がある。

定住促進を図るためには、新卒者が市内での就職を希望すること、また、20代後半世代のUターンを始めとした移住者を増加させる必要があり、そのためには多様な業種の企業が立地することによって職業の選択肢を増加させなければならない。中心市街地では特に、工業団地のような大規模な用地面積を必要としない事業所の立地促進を図り、また、起業支援や空き店舗活用等への支援策を実施し新たな就業機会を創出することで、昼間人口を増加させ経済活動を向上させることが必要である。

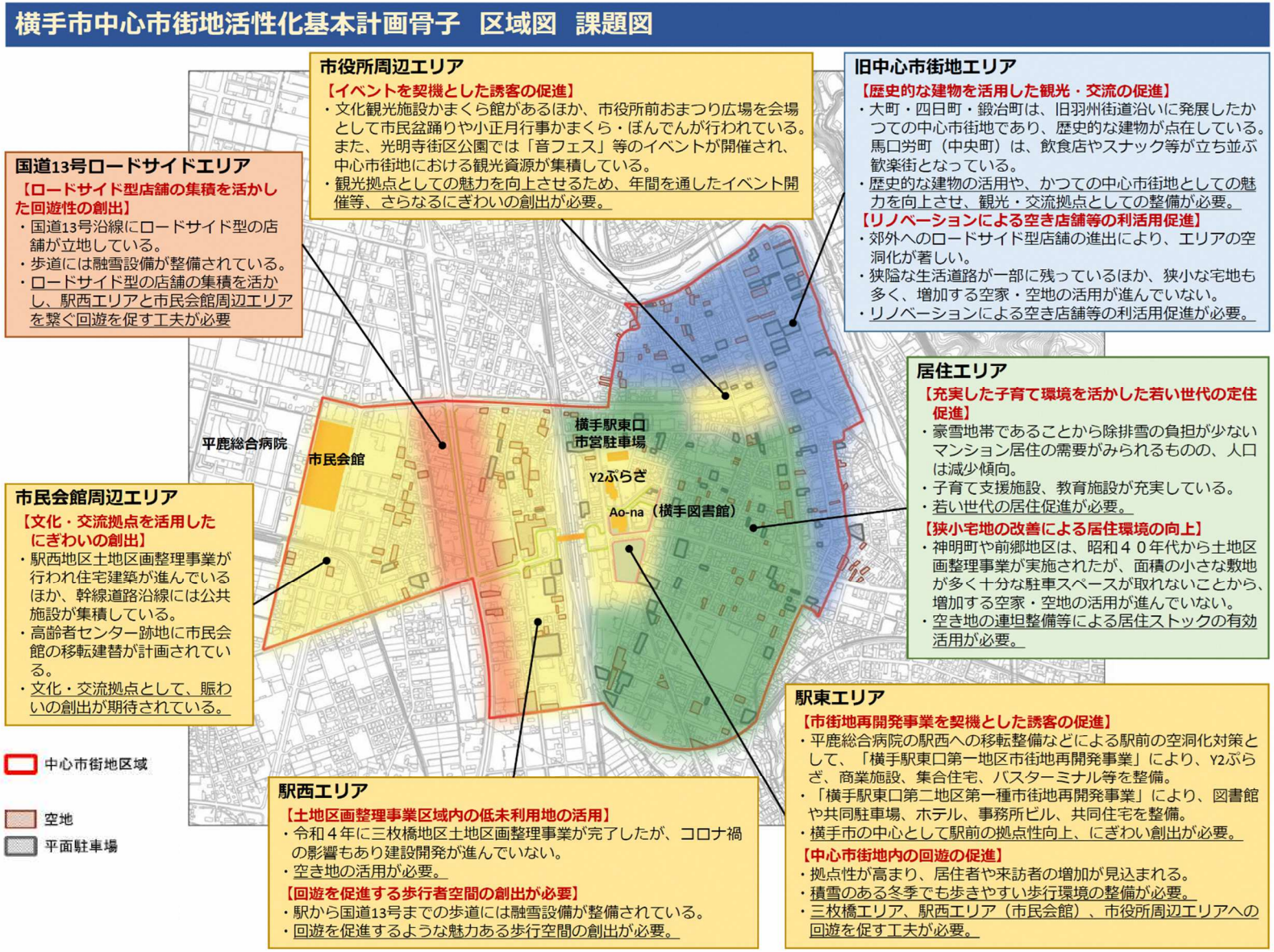
横手市中心市街地活性化基本計画骨子　区域図　課題図
市役所周辺エリア
【イベントを契機とした誘客の促進】
・文化観光施設かまくら館があるほか、市役所前おまつり広場を会場として市民盆踊りや小正月行事かまくら・ぼんでんが行われている。また、光明寺街区公園では「音フェス」等のイベントが開催され、中心市街地における観光資源が集積している。
・観光拠点としての魅力を向上させるため、年間を通したイベント開催等、さらなるにぎわいの創出が必要。
旧中心市街地エリア
【歴史的な建物を活用した観光・交流の促進】
・大町・四日町・鍛冶町は、旧羽州街道沿いに発展したかつての中心市街地であり、歴史的な建物が点在している。馬口労町（中央町）は、飲食店やスナック等が立ち並ぶ歓楽街となっている。
・歴史的な建物の活用や、かつての中心市街地としての魅力を向上させ、観光・交流拠点としての整備が必要。
【リノベーションによる空き店舗等の利活用促進】
・郊外へのロードサイド型店舗の進出により、エリアの空洞化が著しい。
・狭隘な生活道路が一部に残っているほか、狭小な宅地も多く、増加する空家・空地の活用が進んでいない。
・リノベーションによる空き店舗等の利活用促進が必要。
国道13号ロードサイドエリア
【ロードサイド型店舗の集積を活かした回遊性の創出】
・国道13号沿線にロードサイド型の店舗が立地している。
・歩道には融雪設備が整備されている。
・ロードサイド型の店舗の集積を活かし、駅西エリアと市民会館周辺エリアを繋ぐ回遊を促す工夫が必要
居住エリア
【充実した子育て環境を活かした若い世代の定住促進】
・豪雪地帯であることから除排雪の負担が少ないマンション居住の需要がみられるものの、人口は減少傾向。
・子育て支援施設、教育施設が充実している。
・若い世代の居住促進が必要。
【狭小宅地の改善による居住環境の向上】
・神明町や前郷地区は、昭和４０年代から土地区画整理事業が実施されたが、面積の小さな敷地が多く十分な駐車スペースが取れないことから、増加する空家・空地の活用が進んでいない。
・空き地の連坦整備等による居住ストックの有効活用が必要。
平鹿総合病院
市民会館
横手駅東口
市営駐車場
Y2ぷらざ
Ao-na（横手図書館）
市民会館周辺エリア
【文化・交流拠点を活用したにぎわいの創出】
・駅西地区土地区画整理事業が行われ住宅建築が進んでいるほか、幹線道路沿線には公共施設が集積している。
・高齢者センター跡地に市民会館の移転建替が計画されている。
・文化・交流拠点として、賑わいの創出が期待されている。
中心市街地区域
空地
平面駐車場
駅西エリア
【土地区画整理事業区域内の低未利用地の活用】
・令和４年に三枚橋地区土地区画整理事業が完了したが、コロナ禍の影響もあり建設開発が進んでいない。
・空き地の活用が必要。
【回遊を促進する歩行者空間の創出が必要】
・駅から国道13号までの歩道には融雪設備が整備されている。
・回遊を促進するような魅力ある歩行空間の創出が必要。
駅東エリア
【市街地再開発事業を契機とした誘客の促進】
・平鹿総合病院の駅西への移転整備などによる駅前の空洞化対策として、「横手駅東口第一地区市街地再開発事業」により、Y2ぷらざ、商業施設、集合住宅、バスターミナル等を整備。
・「横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業」により、図書館や共同駐車場、ホテル、事務所ビル、共同住宅を整備。
・横手市の中心として駅前の拠点性向上、にぎわい創出が必要。
【中心市街地内の回遊の促進】
・拠点性が高まり、居住者や来訪者の増加が見込まれる。
・積雪のある冬季でも歩きやすい歩行環境の整備が必要。
・三枚橋エリア、駅西エリア（市民会館）、市役所周辺エリアへの回遊を促す工夫が必要。

図　中心市街地の課題図

[3] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

中心市街地は、かつての商人町であり横手市の中心でもあった外町、横手駅の東西エリア、国道13号沿いのロードサイドといった多様なエリアを有し、商業、行政、観光、交通といった多くの都市機能が集積しており、横手市の持続可能なまちづくりにおいて重要な役割を担っている。

しかしながら、ロードサイド型店舗の立地や郊外地への事業所等の移転による商業機能の分散、降雪期における日常的な除排雪や家屋の雪下ろしの負担による居住人口の減少、小規模事業者の事業所数の減少による空き店舗や低未利用地の増加など、多くの課題を有している。

持続性のある魅力的な中心市街地の形成と活性化に向けて、横手駅を中心とした拠点性と回遊性を向上させ、市内外から人々が集い、交流することでにぎわいを創出するとともに、冬季でも暮らしやすい居住環境づくりや、新たな就業機会と雇用の場の創出などに取り組んでいく必要がある。

以上を踏まえ、本計画における中心市街地活性化のコンセプトと基本方針を以下に定める。

「住んでよし 訪れてよし 多様な交流が生まれる よこてのまちなか」

方針1 【にぎわい】：多様な交流の創出により賑わうまちづくり

横手市生涯学習館や横手市民会館など、中心市街地への来訪目的となる魅力的な施設を整備し、それらの施設を核として様々な活動や体験、交流を促すイベントや文化芸術の催しを行うことで、多くの人が訪れ、楽しみ、交流する様々な機会を創出する。

また、地域の特産品や文化、歴史などの地域資源を活かし、観光や行楽の目的となる魅力的なコンテンツやイベント等を、年間を通じて用意することにより来訪者を増やす。更にはビジネスやスポーツ等を目的として訪れる機会を創出することにより、横手市民に限らず近隣や遠方からも多くの人が訪れ交流するまちづくりを進める。

方針2 【すまい】：冬季も安心して快適に暮らせるまちづくり

人口減少社会を踏まえ、中心市街地において将来にわたり持続可能なまちをつくるためには、まちなかで主に生活する人を増やしていく必要がある。冬季も暮らしやすい環境や、除雪などの負担が少ない集合住宅等を整備するなど新しい住民の定住を促す。

方針3 【なりわい】：すべての人がいきいきと働けるまちづくり

中心市街地を拠点として社会活動をする人を増やすため、起業や新規開店、また事業所の進出支援を行う。多様な業種が立地し様々な年代や性別の人が働く場にすることにより、経済活動の活性化を図るとともに総合的に中心市街地の魅力を向上し、将来にわたり持続可能な横手市をつくる。

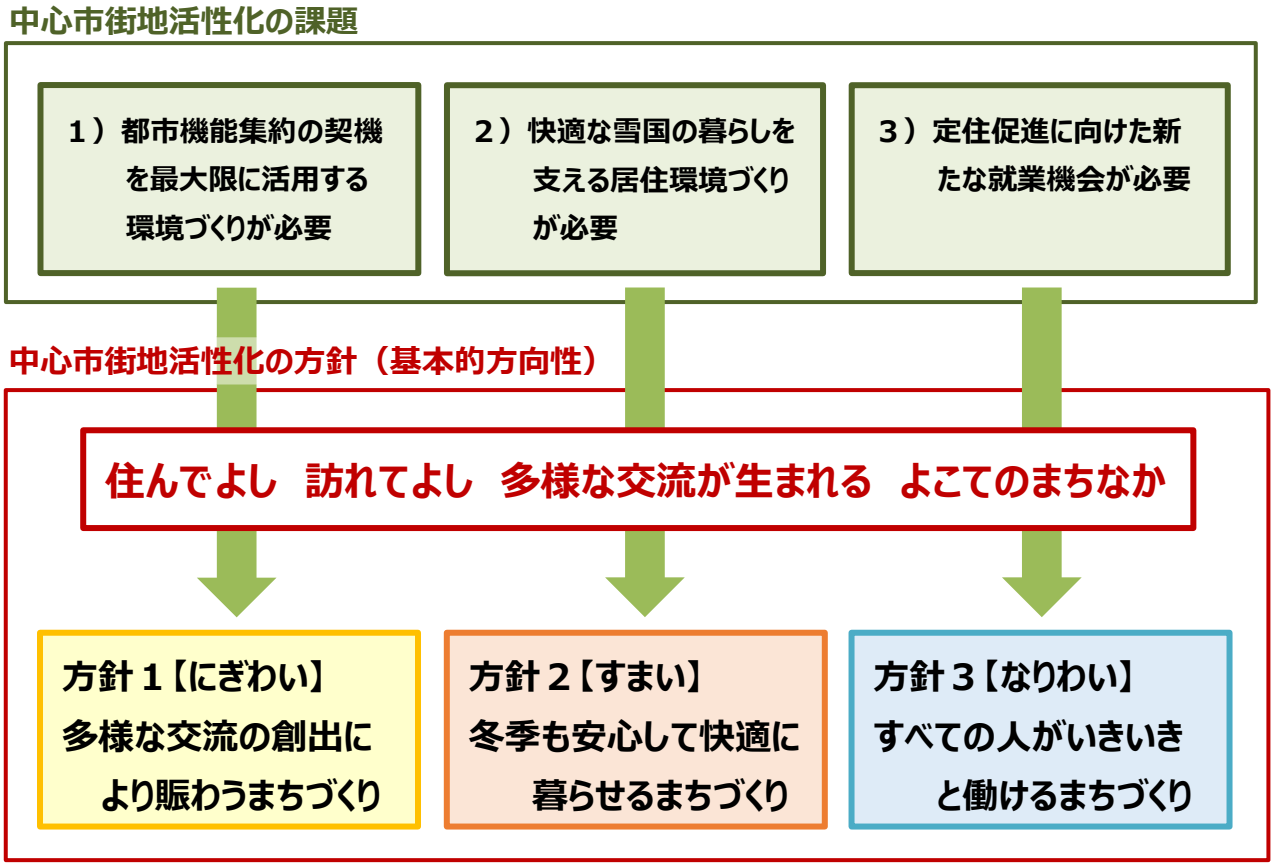
中心市街地活性化の課題
１）都市機能集約の契機を最大限に活用する環境づくりが必要
２）快適な雪国の暮らしを支える居住環境づくりが必要
３）定住促進に向けた新たな就業機会が必要
中心市街地活性化の方針（基本的方向性）
住んでよし　訪れてよし　多様な交流が生まれる　よこてのまちなか
方針１【にぎわい】
多様な交流の創出により賑わうまちづくり
方針２【すまい】
冬季も安心して快適に暮らせるまちづくり
方針３【なりわい】
すべての人がいきいきと働けるまちづくり

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

横手市は、平成 17 年 10 月に、横手市・増田町・平鹿町・雄物川町・大森町・十文字町・山内村・大雄村の1市5町2村の合併により誕生した。

秋田県の南東部に位置し、東の奥羽山脈と西の出羽山地に囲まれた横手盆地の中央で、東西に約45km、南北に約 35kmの広がりがある。

横手市は、古くから秋田県南地域の交流、物流の拠点として栄え、恵まれた自然環境に加え豊饒な土壌や水利条件から、県内有数の農産物の産地として発展してきた。

横手市の中心市街地は、中世に小野寺氏が横手城を築城して以降、繁栄してきた城下町を基盤とする。近世には久保田藩の城代が置かれるなど、常に秋田県南の政治的拠点として位置づけられ、また市の西部を流れる雄物川と支流の横手川を基軸とした物流や中心市街地を南北に貫く羽州街道を基盤に、定期市が開かれるなど、人・もの・文化が行き交い、独自の文化を築いてきた。

また全国有数の豪雪地帯であり、雪と共存する豊かな穀倉地帯の中心地として発展し、小正月行事の「かまくら」を始めとする独自の文化が現在まで引き継がれている。

中心市街地として発展した歴史的な背景、鉄道等の公共交通の利便性、都市計画マスタープラン等の上位関連計画との整合を図り、本区域を中心市街地として設定する。

図　横手市の位置

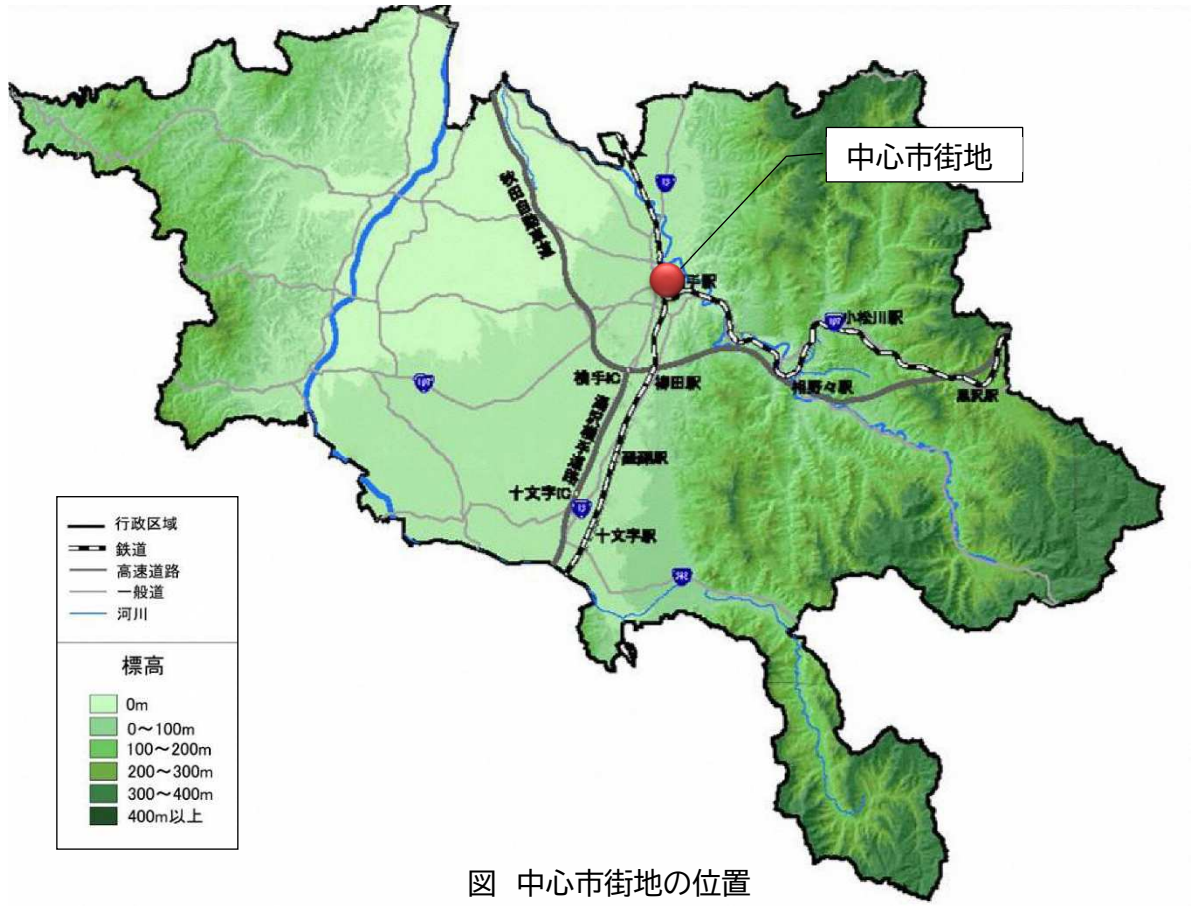

図　中心市街地の位置

[2] 区域

横手城下町の町人町として発展した四日町、大町、鍛冶町等の古くから市街地を形成してきた地区に加え、鉄道やバスなどの公共交通の拠点となっている JR 横手駅を中心とし公共施設や商業施設等の都市機能が集積している約 145ha を計画区域とする。

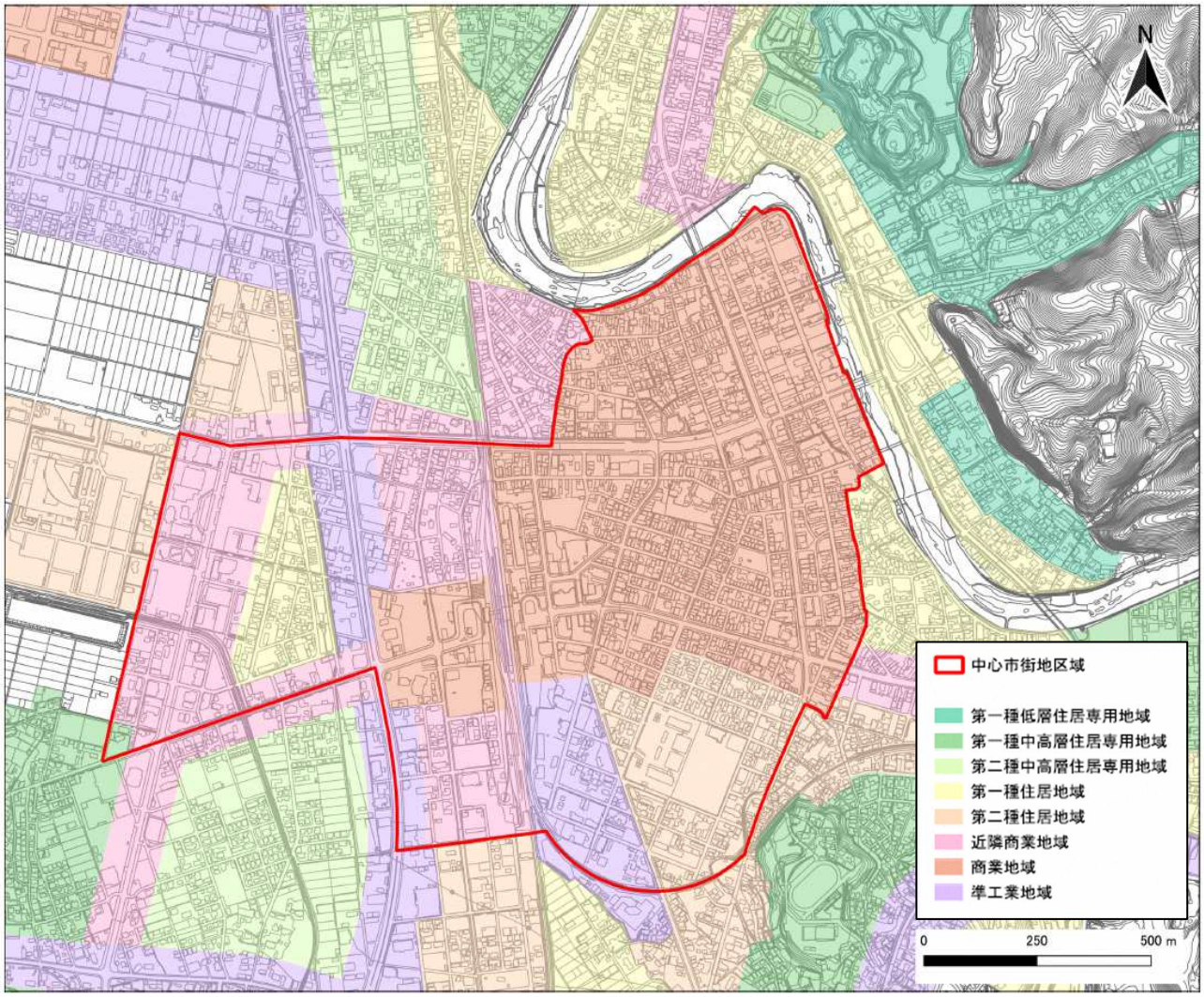

図　中心市街地の区域

[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

第1号要件

当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること

中心市街地には8つの商業集積地区（商店街）がある。市内に大規模小売店舗は 29 件立地しており、そのうち2件が中心市街地に立地している。主要な公共施設は、市役所、図書館等の市民が日常利用する施設が集積している他、市民会館の中心市街地への移転建て替えが予定されている。公共交通機関については、横手駅を中心にバス路線が運行している他、中心部の循環バスが運行している。以上より、中心市街地は横手市の中心としての役割を果たしている。

①中心市街地の商業集積

中心市街地内には、令和3年経済センサスによると、横手駅前商店街振興組合、四日町商店街等、8つの商業集積地区（商店街）がある。

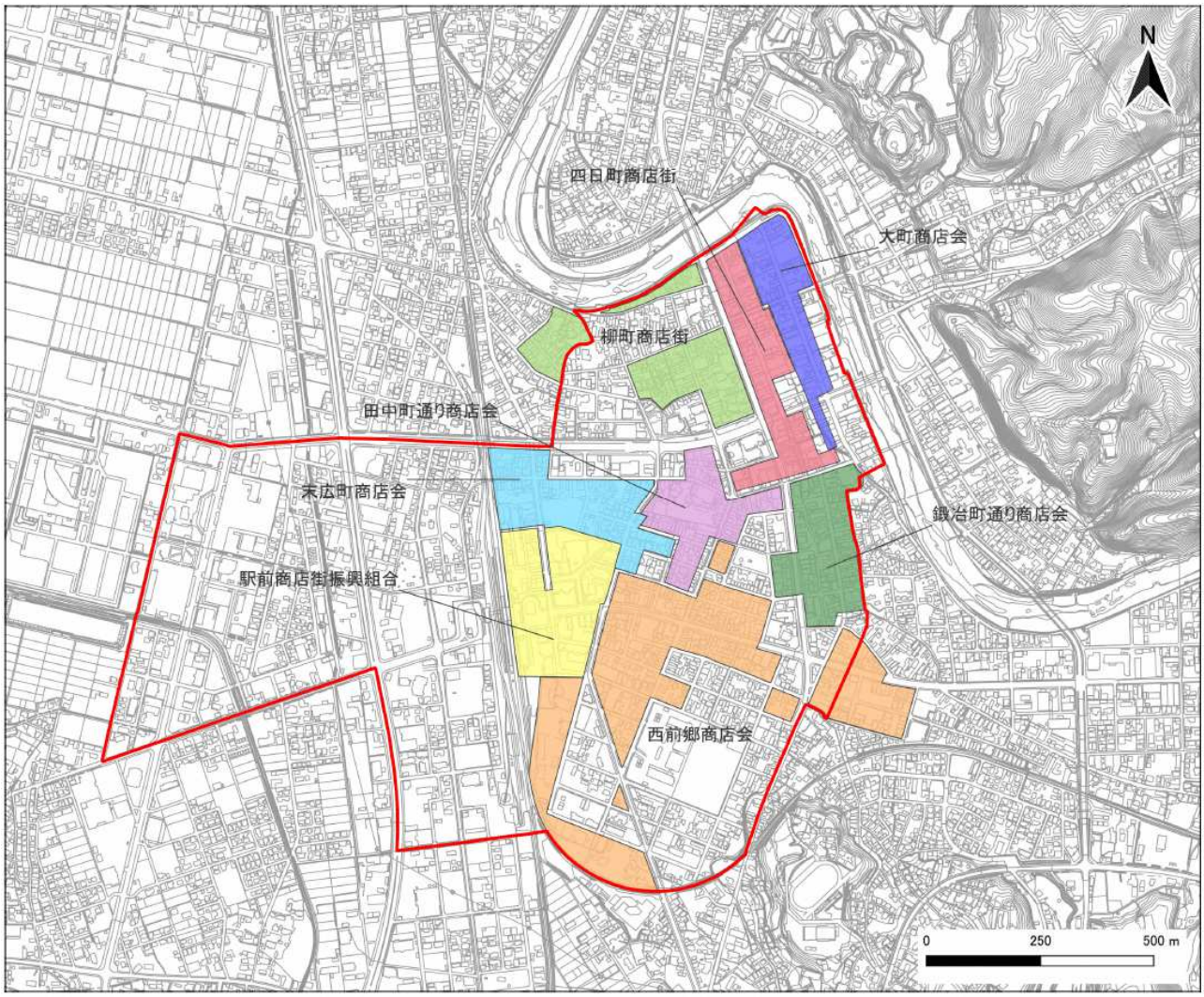

出典：令和3年経済センサス

令和3年経済センサスによると、市全体の事業所数（全産業・民営）は4,189事業所であり、そのうち中心市街地内には598事業所（14.3%）がある。

図　本市全体及び中心市街地の事業所数（全産業・民営）の推移

大規模小売店舗は市内に29件立地しており、そのうち10,000㎡以上の店舗は3件で、横手IC周辺に2件、十文字地域に1件立地している。

中心市街地内には、横手駅東口のよこてイースト内に1件、条里地区に1件の合計2件が立地している。

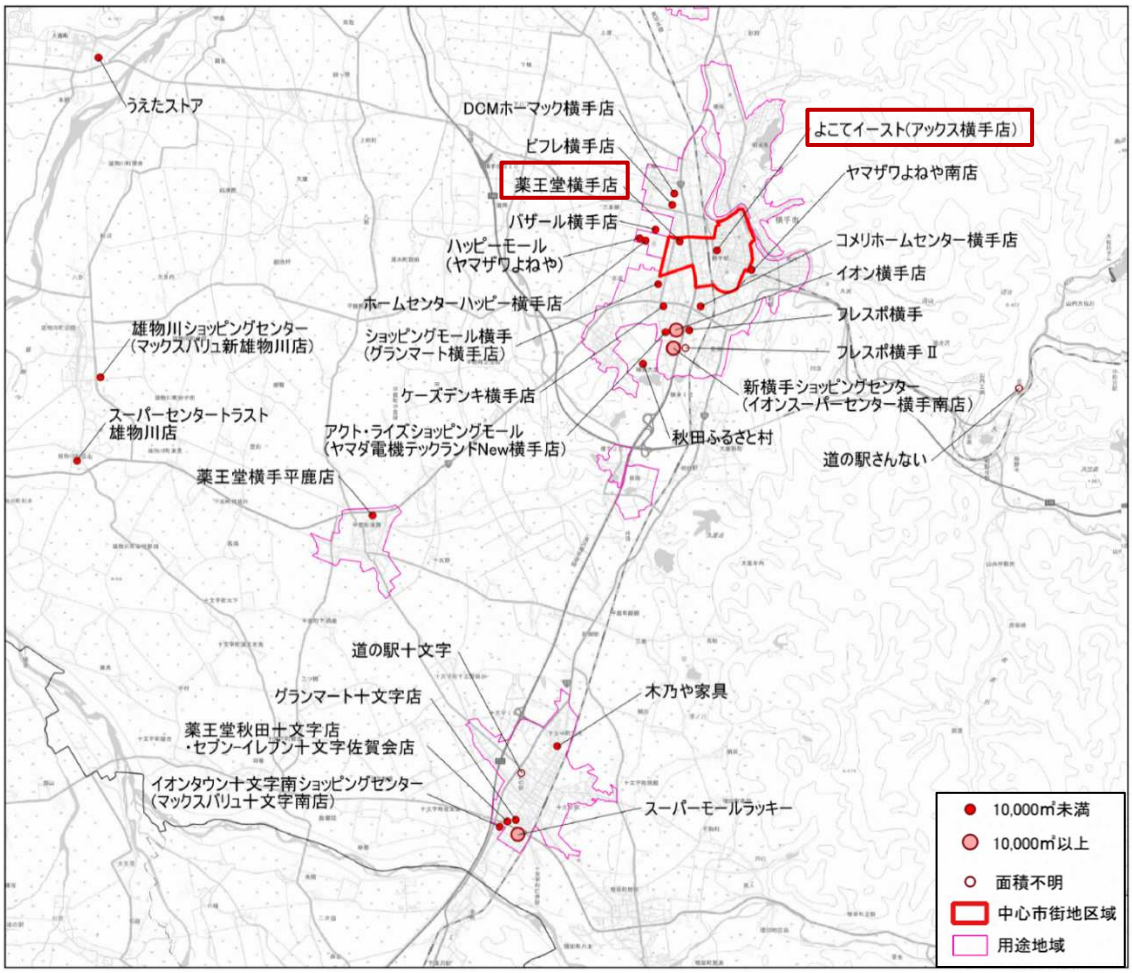

出典：横手市「大規模小売店舗立地法届出状況」

図　大型店の立地状況

②主要な公共施設等の集積状況

中心市街地には、行政施設が5施設、医療施設が 10 施設、老人福祉施設・障害者支援施設等が 17 施設、子育て支援施設等が6施設立地している。また、高等教育施設が2施設、文化施設等が3施設立地しており、このうち横手市立横手図書館は、令和6年9月に中心市街地区域内の大町から横手駅東口第二地区市街地再開発事業区域に移転した。また、横手市民会館が中心市街地外（南町）から中心市街地内の条里地区へ移転する予定となっている。

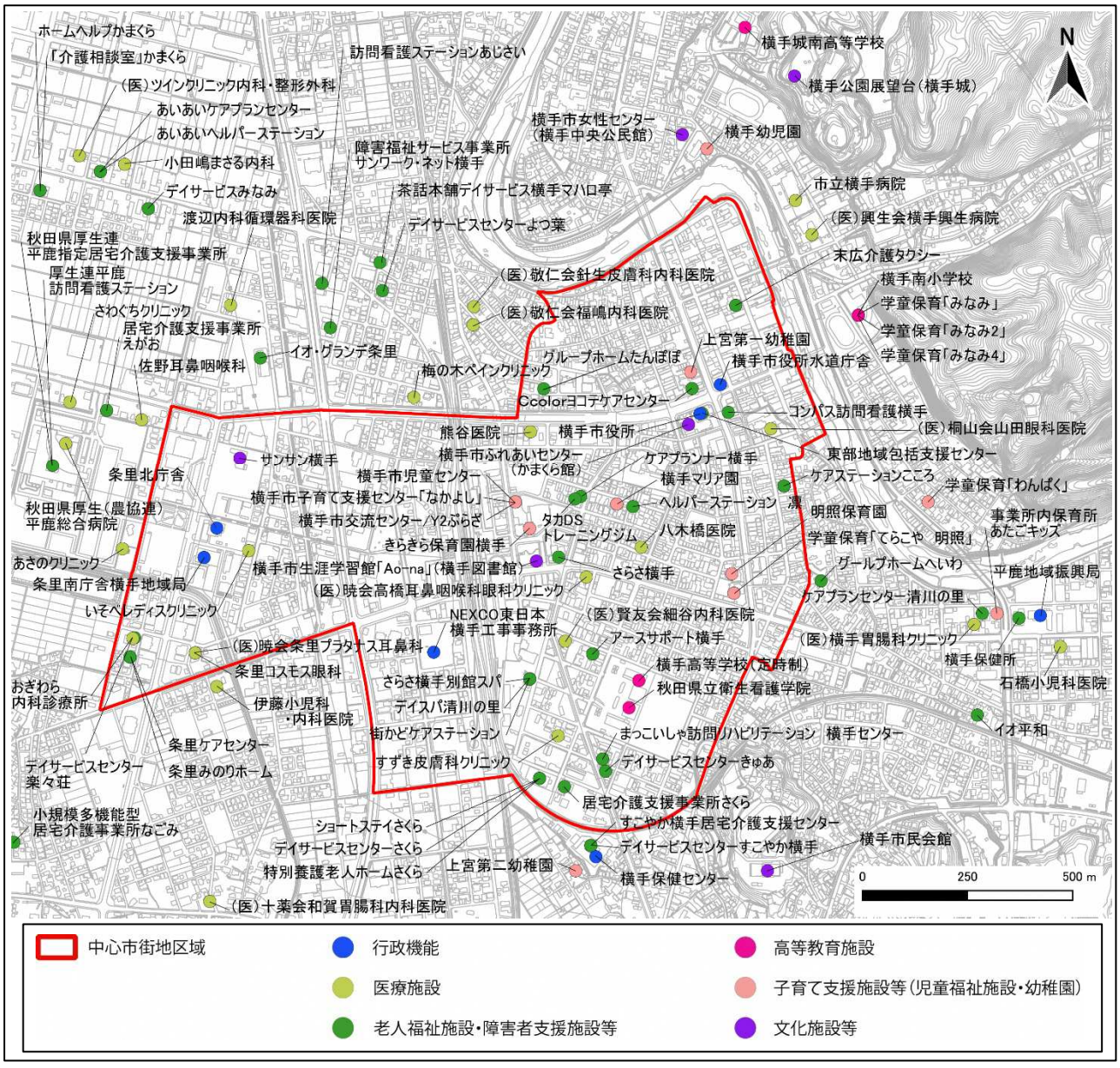

図　主要な公共施設等の集積状況

出典：横手市

③ 公共交通機関の集積状況

中心市街地には JR 横手駅がある他、横手駅東口のよこてイーストにバスターミナルがあり、交通結節点としての機能を有している。

また、平成 25 年 10 月1日より、市内中心部を定額料金で利用できる横手市循環バスを運行し、中心部の回遊性の向上に努めている。

図　横手地区のバス路線図

図　横手市循環バス路線図

出典：羽後交通HP、横手市HP

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

中心市街地の人口は減少傾向で、令和5年度 3,333 人、シェアは4%となっている。世帯数も漸減しており、シェアは5%となっている。令和3年の中心市街地の小売業事業所のシェアは 14.7%、従業者数のシェアは 10.2%となっている。中心市街地区域内には多くの空地・平面駐車場が分布しており、特に駅西には比較的規模の大きい空地が分布している。このままの状況が続くと機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがある。

① 中心市街地の人口

人口の推移をみると、市全域、中心市街地ともに、減少傾向となっている。シェア率の推移については、ほぼ横ばいで推移している。

世帯数の推移をみると、市全域はゆるやかな減少傾向となっている。中心市街地はゆるやかな減少傾向だったが令和4年から令和5年にかけては横ばいで推移している。シェア率の推移については、ゆるやかな減少傾向にあったが、令和5年には若干増加している。

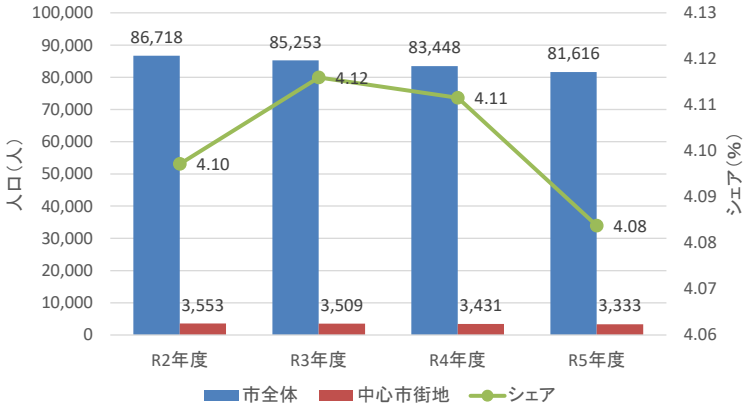

図 中心市街地及び市全域の人口

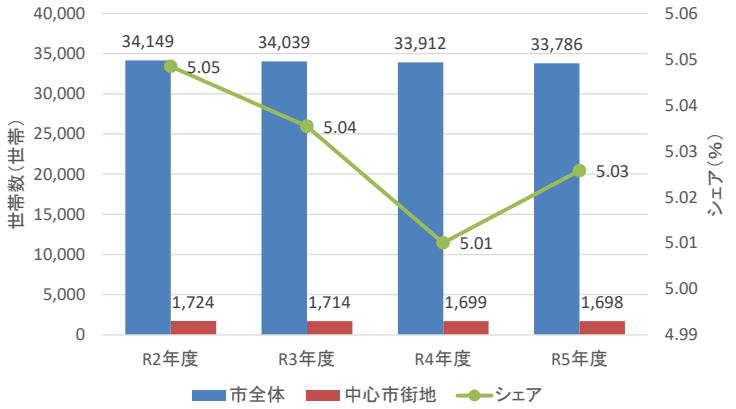

図 中心市街地及び市全域の世帯数

※数値は各年度末
出典：横手市「住民基本台帳人口」

② 中心市街地における小売業の状況

市全体の小売業の事業所数は、平成 26 年をピークに以降は減少傾向となっており、令和3年は 898 事業所で、平成 26 年からの7年間で 236 事業所減少している。

中心市街地の小売業の事業所数は、減少傾向となっており、令和3年は 132 事業所で、平成 26 年から 27 事業所減少している。

中心市街地における事業所のシェア率は、平成 24 年の 18.0%から、平成 26 年 14.0%と著しく低下し、以降は横ばいで推移している。

市全体の小売業の従業者数は、平成 26 年をピークに以降は減少傾向となっており、令和3年は 6,159 人で、平成 26 年から 663 人減少している。

中心市街地の小売業の従業者数は、減少傾向となっており、令和3年は 626 人で、平成 26 年から 141 人減少している。

中心市街地における従業者のシェア率は、平成 24 年の 15.1%から平成 26 年 11.2%と著しく低下し、以降はゆるやかな減少傾向にある。

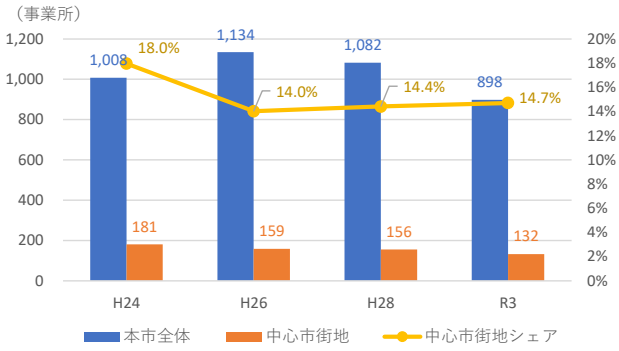

図　事業所数(小売業)の推移

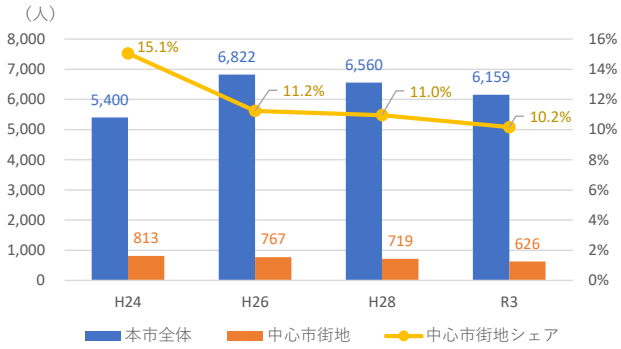

図　従業者数(小売業)の推移

出典:経済センサス

③ 空地・平面駐車場の分布状況

中心市街地区域内には多くの空地・平面駐車場が分布している。特に駅西には比較的規模の大きい空地が分布している。

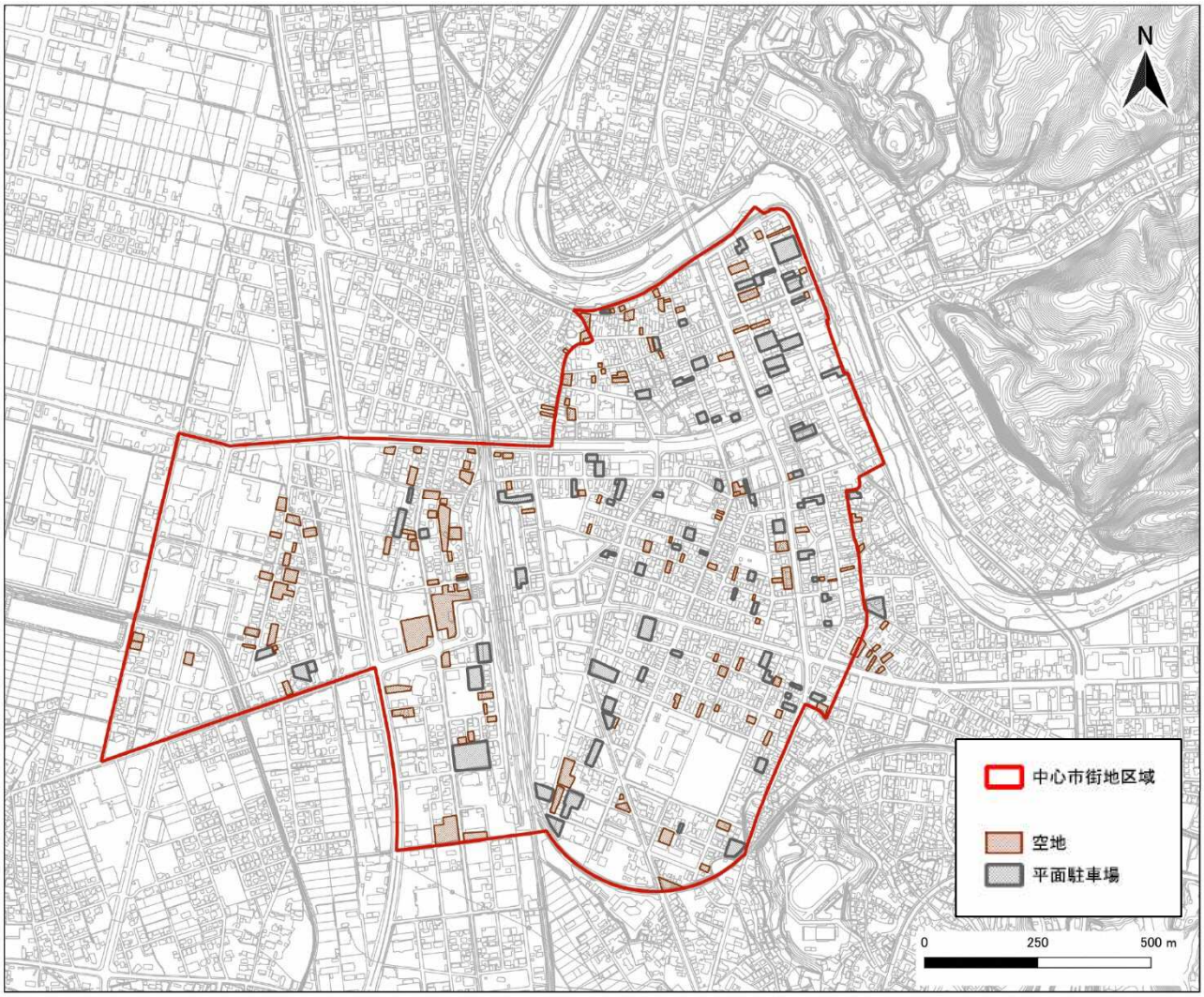

図　空地・平面駐車場の分布状況

出典：秋田県「都市計画基礎調査」をベースに、航空写真等により更新

第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

① 第2次横手市総合計画(平成28年度～令和7年度)

まちの将来像を「みんなの力で 未来を拓く 人と地域が燦くまち よこて」とし、重点目標として「安心して子どもを産み育てられ、みんなが笑顔で住み続けられるまち」、「働く場が充実し、みんなが元気に暮らし続けられるまち」の2点を掲げている。

中心市街地活性化に関連した政策のうち商業に関しては、「活気ある商業の振興」として、以下のような取り組み方針が示されている。

・中小商業・サービス業について、個々の事業者の経営強化や商店街等の魅力向上をめざす活動の支援を行う。

・空き店舗の利活用を促進し、市街地の活性化と地域に根ざした商業の振興に努める。

・横手市創業支援事業計画に基づき、市内商工団体等と連携し地域における創業者を支援し、開業率の向上を目指し、雇用の確保・地域の活性化を目指す。

また、観光に関する政策では、「観光・物産資源の発掘と発信」として、以下のような取り組み方針が示されている。

・魅力ある地域資源の発掘とそれらを活かした国内外への戦略的な観光・物産 PR と情報発信や誘客を推進する。

② デジタル田園都市国家構想の実現に向けた 第2期横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和3年度～令和7年度)

市民が横手市で暮らし続けたいと思うまちの実現のため、横手らしさを最大限に活かし、充実した働く場と安心して子どもを産み育てられる環境の構築を進めるとし、市のめざす姿を「働く場が充実し、みんなが元気に暮らし続けられるまち」、「安心して子どもを産み育てられ、みんなが笑顔で住み続けられるまち」としている。

総合戦略では以下のように目標設定され、いずれも中心市街地活性化に関係した目標となっている。

基本目標１　いきいきと働くことができるまちづくり
・農業経営の強化と新規就農者の確保・育成
・成長が期待される産業の振興支援や起業・創業支援等による雇用の確保
基本目標２　新しい人の流れづくり
・文化・観光振興等による交流人口・応援人口の拡大
・移住・定住の促進
基本目標３　結婚・出産・子育ての希望がかなうまちづくり
・結婚を希望する若い世代へのアプローチ
・安心して子どもを産み育てられる環境のさらなる向上
基本目標４　新たな時代に対応した地域づくり・人づくり
・横手で活躍できる人材の育成
・安心で暮らしやすい地域社会の維持
共通目標　新しい時代の流れを力にするまちづくり
・Society5.0の実現に向けた取り組みの推進
・デジタルの力を活用した取り組みの深化

③ 横手市都市計画マスタープラン（平成31年度～令和10年度）

将来都市構造では、「多核型のコンパクトシティ＋ネットワーク」の考えのもと、中心拠点、副拠点、地域拠点を定め、拠点ごとの役割分担を明確にしつつ拠点間が連携することにより、自然や文化、地域コミュニティを維持していくとしている。

横手地域は中心拠点と位置づけられており、横手市全体のまちの活力とにぎわいの創出、文化、経済、行政等の広域的に利用されるべき都市機能の提供、居住者、来街者、観光客等の多様な人々が交流することができるにぎわいの創出を担う拠点としている。

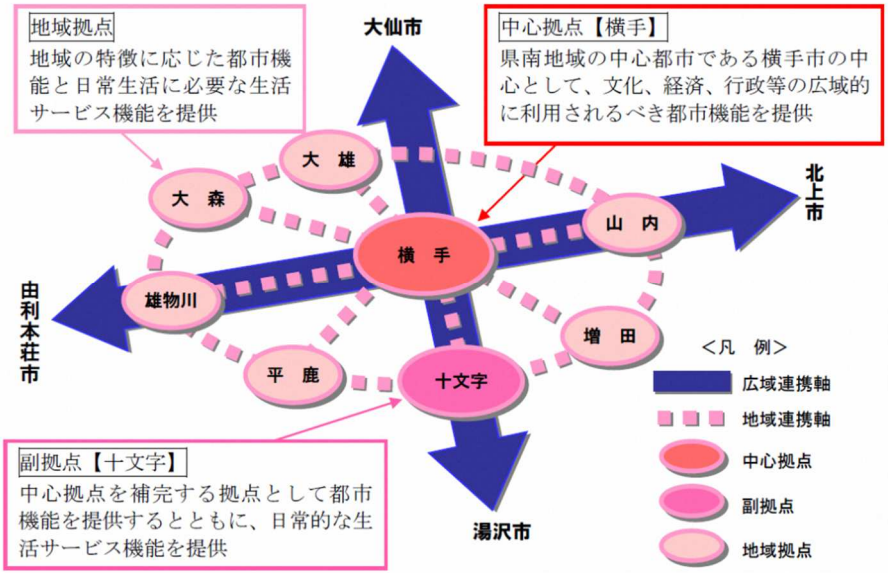

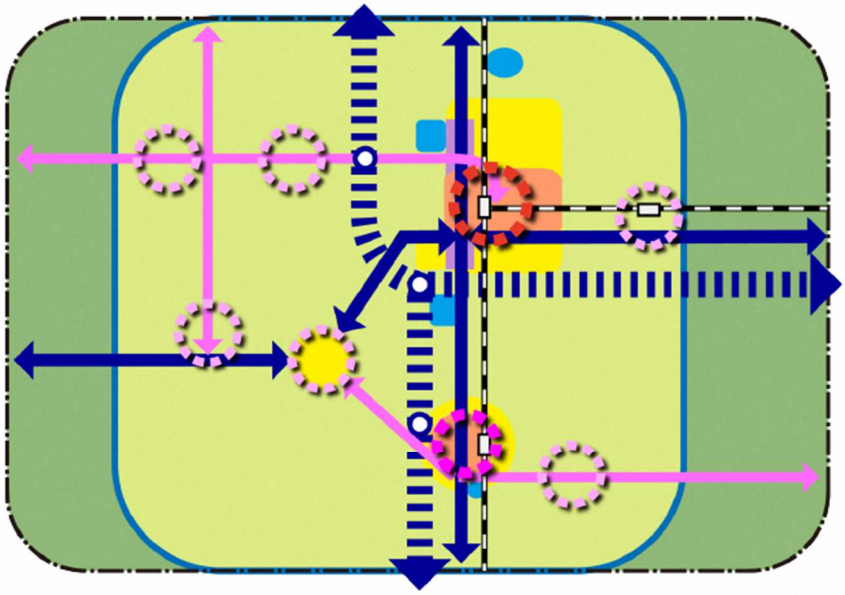

凡 例			
中心拠点		まちなか居住エリア	
副拠点		一般居住エリア	
地域拠点		田園居住エリア	
広域連携軸		沿道商業エリア	
		工業流通業務集積エリア	
地域連携軸		自然交流エリア	
都市計画区域			

④ 横手市立地適正化計画(平成31年度～令和10年度)

立地適正化計画では中心拠点が安心快適なにぎわいのある中心拠点・副拠点として再生されるよう、都市機能誘導及び居住誘導に取り組むとしている。にぎわい再生に向けて、市内最大の課題である雪に対する負担の軽減による雪に強いまちなか居住エリアを形成し、そのうえで、子育て支援機能や医療機能、高齢者支援機能等の都市機能が享受できる住宅を提供し、まちなか居住を誘導する。さらに、文化機能、交流機能、商業機能等、都市での質の高い暮らしの実現及び、市内外からの来訪者の増加に資する都市機能の誘導を図るとしている。

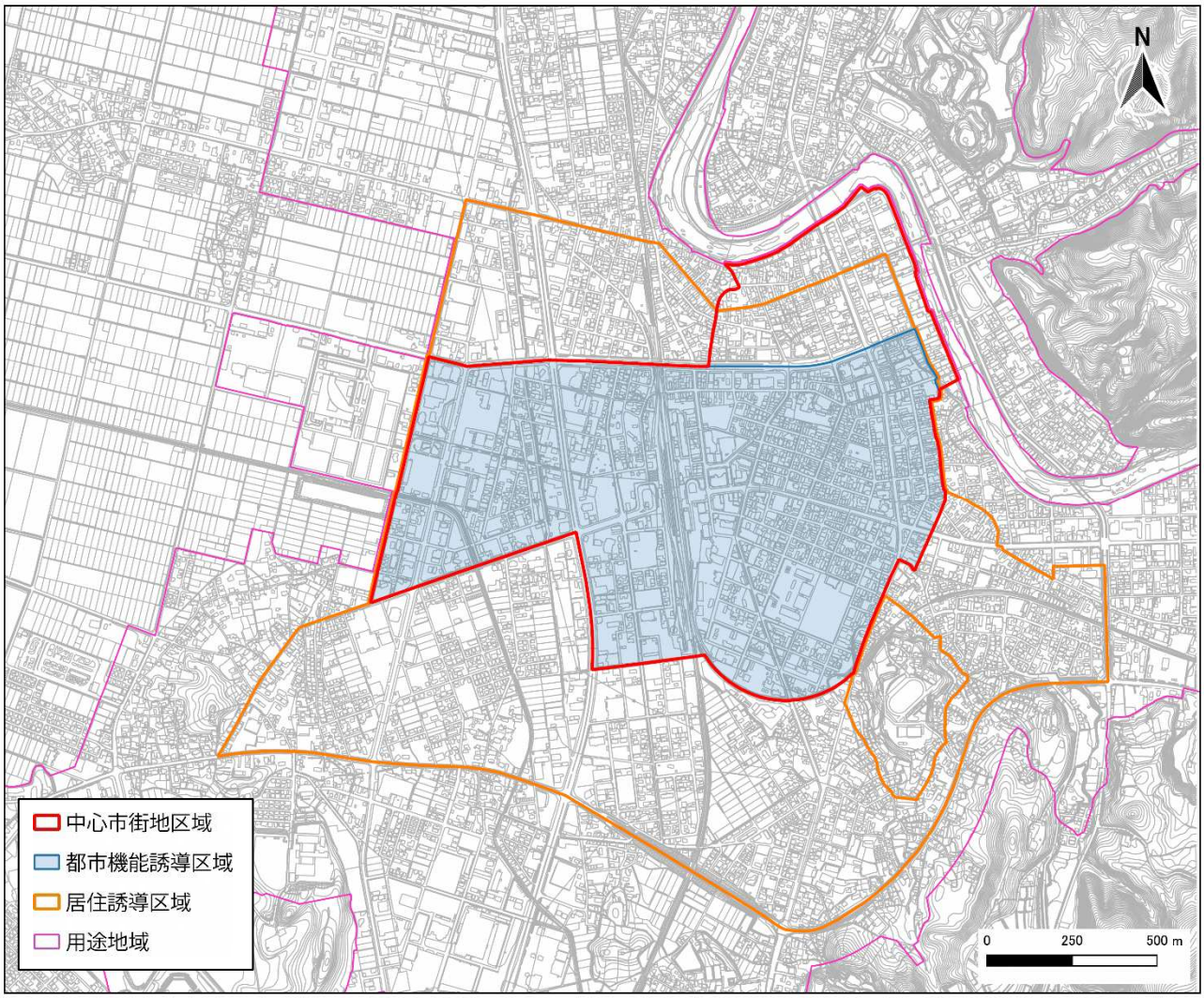

⑤ 横手市商工業振興計画（平成31年度～令和7年度）

「商工業の活性化が、まちに”にぎわい”を広げ、次世代へ」というスローガンのもと、5つの基本方針をたて、人口減少に歯止めをかけるため、仕事と働く場の多様性を創出するとともに、市内事業者の成長を促進し、市民所得を向上せることで、誇れる仕事と出会い働き続けられるまちを目指すとしている。

1. 地元事業者を元気にする「挑戦する事業者を支え、まちを豊かに」
(1)市内事業者の成長・育成支援
・市内事業者の経営力向上対策の推進
・市内製造業のさらなる成長支援
・地域の特性を活かした新たな産業の育成
(2)円滑な事業承継への支援
・支援機関との連携強化と情報発信
・事業承継支援施策の検討
2. まちを元気にする「まちに元気とにぎわいを」
(1)　地域商業活性化への支援
・空き店舗の活用促進
・賑わい創出への支援
・商店街の環境整備への支援
・まちづくり活動への後押し
・新たな資金調達への支援
3. 新たな雇用を生み出す「働く場を創出し、永く暮らし続けられるまちに」
(1)　企業誘致による雇用の創出
・県や地元企業と連携した企業誘致活動の推進
・産業振興アドバイザーとの連携
・IT・ソフトウエア関連産業の誘致
・研究機関の誘致
(2)　雇用を生み出す企業・創業への支援
・起業に向けた情報提供、相談支援の充実
・起業・創業支援体制の強化
・起業・創業者の発掘と育成への支援
・起業・創業支援施設の運営
4. 人材の育成と確保を支援する「横手の優秀な人材でまちを元気に」
(1)　労働力確保への支援
・市内事業所の人材確保に向けた支援
・市内事業所の魅力発信による雇用のマッチング
(2)　若年者の就労、地元定着への支援
・若年者への市内事業所の魅力発信
・インターンシップ活動への支援
・人材育成への支援
5. 個々にあわせた働き方を支援する「働き方改革の実現でくらしを豊かに」
(1)　働き方改革実現へ向けた取り組み
・ワーク・ライフ・バランスの推進
・働き方改革に取り組む事業者への支援
・関係機関との連携強化と情報発信
・内職の相談・斡旋
(2)　福利厚生の充実に向けた取り組み
・勤労者向け福利厚生事業の推進
(3)　生涯現役社会へ向けた取り組み
・横手市シルバー人材センターへの活動支援

⑥ 第3次横手市観光振興計画（令和3年度～令和7年度）

横手市の地域資源を活用した観光や地域産品の評価や期待を高めていくことで、「住んでみたい、訪れてみたい、産品を購入したい」という気持ちにさせる、「横手ブランドの創造」を基本理念に掲げ、新たな観光客の取り込みと更なるリピーターの拡大を目指している。施策展開の方針では、市が所有管理する観光文化施設等の適正な維持管理による、来訪者の満足度の向上への取り組みを進めるとしている。

これまでの観光振興計画策定の目的として第1次計画（平成 24 年度～平成 27 年度）では、「強い横手の観光」を目指し、もともと地域にある観光資源をこれまで以上に活かしていく計画を策定し事業への取り組みを行った。

また、第2次計画（平成 28 年度～令和2年度）においては、インバウンド施策の強化を盛り込み、さらには、地域の「稼ぐ力」を引き出し、観光地域づくりを推進する「よこて版DMO」の設立を目指すこととし実践してきた。

なお、今回の第3次計画では特に、新型コロナウィルス感染症の感染拡大により大打撃を受けていた観光業界が、新しい生活様式に沿った観光に取り組み反転攻勢していくことをテーマとして、他にはない「横手らしさ」を磨き上げ、オール横手で稼ぐ力を生み出す「観光地域づくり」と高い「観光力」の構築を目的として計画策定されている。

このうち中心市街地に関する記載では、第4章 施策の展開において「横手駅周辺の賑わいを創出します。」として、横手駅東口の再開発事業と連携した観光振興策を推進し、にぎわいの創出を図ることとしている。また「図書館の特性を活用し、地域と様々に連携して地域の魅力向上を図ります。」として、地域情報の宝庫となる図書館を活用して、観光客にも喜ばれる図書館の運営を支援し観光施策を展開することとしている。

⑦ 横手市歴史的風致維持向上計画（平成30年度～令和9年度）

中心市街地では、外町と呼ばれる商人町のエリアである大町、四日町、中央町、大水戸町、田中町、鍛冶町、前郷一番町、前郷二番町、神明町などが北部重点区域に指定されている。

このエリアでは、夏季の送り盆行事や、冬季には、かまくら・梵天などの小正月行事が行われてきたほか、郷社として位置づけられた横手神明社の神輿渡御など伝統的な行事が行われている。

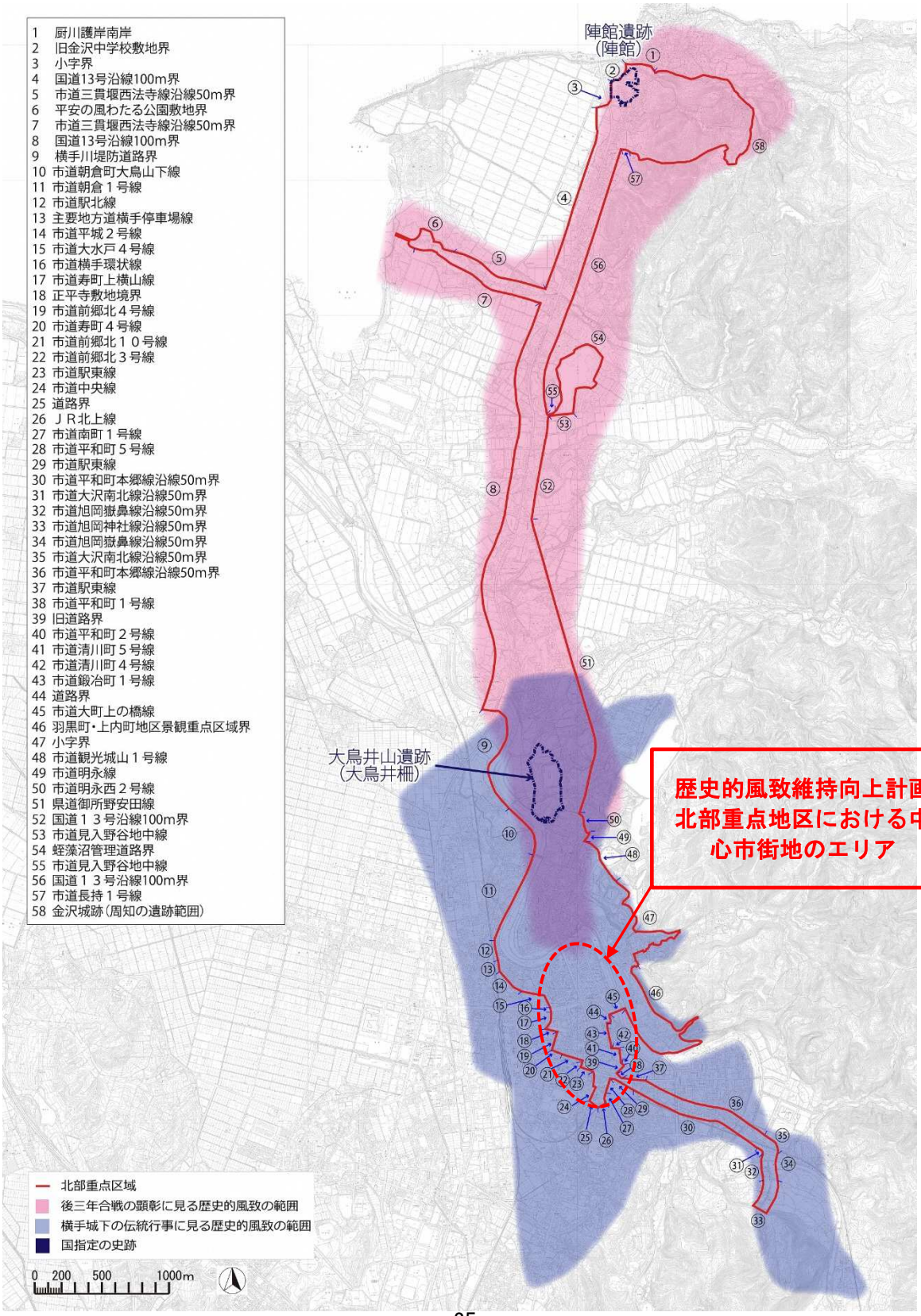

⑧ 第4次横手市生涯学習推進計画（令和4年度～令和8年度）

多様な生涯学習の機会が提供されることにより、市民が「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」学べるとともに、優れた芸術文化に親しむことができること。また、より良い読書環境が整えられ、市民が自らの考えで行動し人生をより深く生きることができること。さらに、学びによる「まちづくり・人づくり」や学びの成果を活かす「循環型の学び社会づくり」に引き続き取り組み、推進していくことを目的として、横手市教育委員会が令和4年3月に策定した。

この中では、学び推進の重点的な方向を定めており、中心市街地活性化に関連する施策として、市民からの要望が最も多い「建物や設備の充実」に対応すべく、新市民会館の整備にあたり市民主体の芸術文化活動の拠点として、施設整備の充実や利用者サービスの向上を目指して検討を進めることとしている。

また、横手駅東口に令和6年度にオープンした新横手図書館では、従来の図書館機能を充実させながら、蔵書管理にICタグを導入するとともに、自動貸し出しや自動返却ができるようにするなど、利便性の向上を図りながら図書館業務の効率化を進めている。

また、施設全体が市民の情報交流の場としても利用できるように、快適で居心地のよい空間づくりを目指して整備を行った。

⑨ 第4期横手市総合雪対策基本計画（令和6年度～令和8年度）

特別豪雪地帯に指定されている全国の自治体の中でも積雪深が非常に大きい横手市では、これまでも道路除雪をはじめ高齢者世帯の雪処理支援など幅広く雪対策を行い、降雪期間の安全な生活の確保に向け様々な取り組みを進めてきたが、雪に起因する事故は毎年発生しており、特に、高齢者などが無理をすることなく生活できる環境整備が、依然として重要な課題となっている。

人口減少や高齢化の進行に伴い、このような課題への対応の重要性はますます高まっていることから、これまでの取り組みを継続・改善し、市民と行政、事業所の協働のもとで雪に強い横手市をつくっていくことを柱として、令和6年3月に第4期横手市総合雪対策基本計画を策定した。

基本計画では、8項目の基本目標に19施策を定め、施策ごとの実行計画として58のアクションプログラムを設定し雪対策への取り組みを行っている。

このうち中心市街地に関係するものとして、施策4－3「だれもが暮らしやすく、雪に強いまちなかの形成」として、幅員が狭い道路への対策や高齢者世帯への支援策などの取り組みが行われている。また、中心市街地が含まれる横手地域では、年間2回の横手地域雪対策連絡協議会を開催し、様々な立場を代表する委員と行政によって、雪処理に関する意見交換を行うとともに課題への対応策について検討を行っているほか、代表者が全市を対象とした雪対策連絡協議会へ出席し、市全体での総合雪対策基本計画に対する進行管理などを行っている。

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

中心市街地活性化の方針「住んでよし　訪れてよし　多様な交流が生まれる　よこてのまちなか」を目指して、実現に向けた取組を計画的に推進するとともに、方針ごとの目標及びその達成状況を図るための目標指標を設定し、定期的にフォローアップを行うことで確実な事業実施へとつなげる。

基本方針	目標	目標指標
【にぎわい】:多様な交流の創出により賑わうまちづくり	中心市街地での人々の活動の活性化	公共施設の利用者数
【すまい】:冬季も安心して快適に暮らせるまちづくり	中心市街地で新たに生活する人の増加	中心市街地居住人口の社会増減
【なりわい】:すべての人がいきいきと働けるまちづくり	中心市街地の新規事業所・店舗の増加	中心市街地の新規事業所・店舗数

[2] 計画期間の考え方

本計画の計画期間は、計画の各事業の効果が発現する時期を考慮し、令和7年4月～令和12年3月までの5年間とする。

[3]目標指標の設定の考え方

基本方針1 【にぎわい】多様な交流の創出により賑わうまちづくり

【にぎわい】多様な交流の創出により賑わうまちづくりの効果を検証するために、「中心市街地での人々の活動の活性化」を目標として設定する。また、目標指標を中心市街地活性化区域内の主要な「公共施設の利用者数」（横手市ふれあいセンター「かまくら館」、横手市勤労者等福祉施設「サンサン横手」、横手市交流センター「Y2（わいわい）ぷらざ」、横手市生涯学習館「Ao-na」（横手図書館）、横手市民会館の合計）とする。

目標指標	基準値 （令和5年度）	推計値 （令和 11 年度）	事業による増加数 （令和 11 年度）	目標値 （令和 11 年度）
公共施設の利用者数（人）	317,000	401,600	320,100	721,700

① 推計値

コロナ禍により公共施設の利用人数が減少したが、回復傾向が見られることから、コロナ禍前の令和元年の 401,600 人を推計値とする。

② 目標値の設定

計画の掲載事業により見込まれる具体的な成果を推計値に積み上げて、目標年度における目標値を定める。事業による増加数は、320,100 人とし、目標値は 721,700 人とする。

・横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業による増加数：237,700 人

※「横手駅東口新公益施設整備概要及び運営方針」の目標とする年間の来館者数 30 万人より、令和元年の横手図書館の来館者数を減じた。

・横手市民会館整備事業による増加数：82,400 人

※現在の市民会館の来館者数（コロナ禍前の平成 30 年）63,200 人に対し、移転後の横手市民会館で各種事業を実施し来館者を増やすことにより、目標とする年間来館者数。

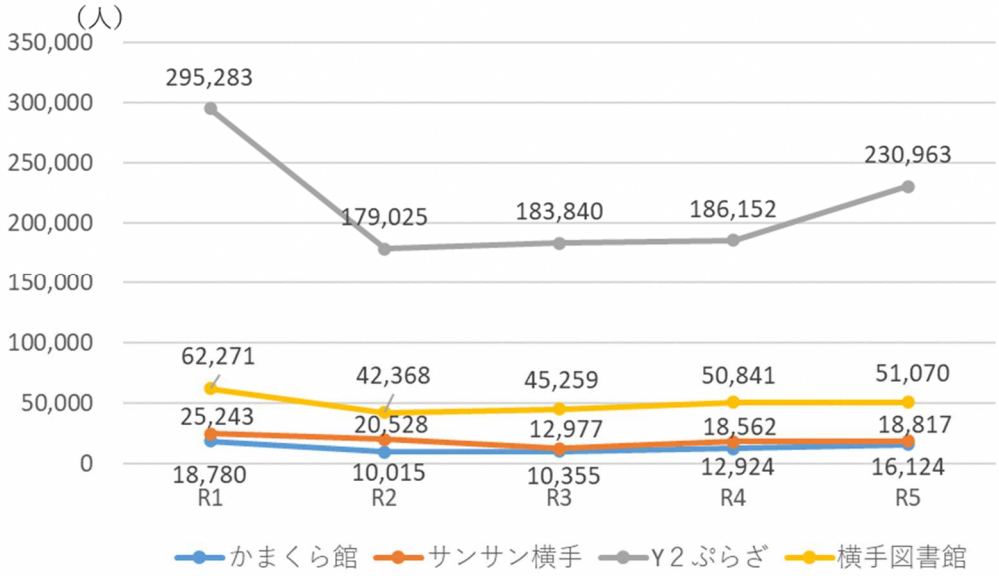

図　中心市街地内主要な公共施設の利用人数の推移

・その他（目標値の増加が見込まれる主な事業）

・生涯学習館利用促進事業

市民の生涯にわたる豊かな学びを多面的にサポートする様々な事業を実施し、多くの人　の継続的な来館を促すことにより利用者数の増加に寄与する。

・芸術文化推進事業

かまくら館や新しく建設される市民会館等を拠点とし、施設で行う各種事業や施設外でのアウトリーチ事業等を複合的に実施することで、より多くの人の来街機会を増やすことにより利用者数の増加に寄与する。

・自主文化事業

コンサートや映画上映などの各種公演事業を実施し、文化芸術振興と市民の交流を図ることで、より多くの人の来街機会を増やすことにより利用者数の増加に寄与する。

・よこてわいわいワイド

駅東地区のよこてイーストを主な拠点として、納涼ビアガーデンやエコライフフェスタ・秋フェスなど年間を通して様々なイベントを開催し、より多くの人の来街機会を増やすことにより利用者数の増加に寄与する。

・健康の駅事業

Y2(わいわい)ぷらざ内にある健康の駅よこて東部トレーニングセンターを拠点として、健康管理指導や健康運動教室などの各種事業を行い、より多くの利用者に継続して利用してもらうことで、利用者数の増加に寄与する。

基本方針2 【すまい】:冬季も安心して快適に暮らせるまちづくり

【すまい】:冬季も安心して快適に暮らせるまちづくりの効果を検証するために、「中心市街地で新たに生活する人の増加」を目標として設定する。また、目標指標を「中心市街地居住人口の社会増減」とする。

目標指標	基準値 (令和 1~5 年)	推計値 (令和 7~11 年)	事業による増加数 (令和 7~11 年)	目標値 (令和 7~11 年)
中心市街地居住人口の社会増減(人)	1	-55	179	124

① 推計値

中心市街地の居住人口の社会増減は、年ごとに増減しているが、10 年間の推移をみると、減少傾向となっている。近似式により推計すると、令和7年から 11 年の社会増減の累計は-55 人となる。

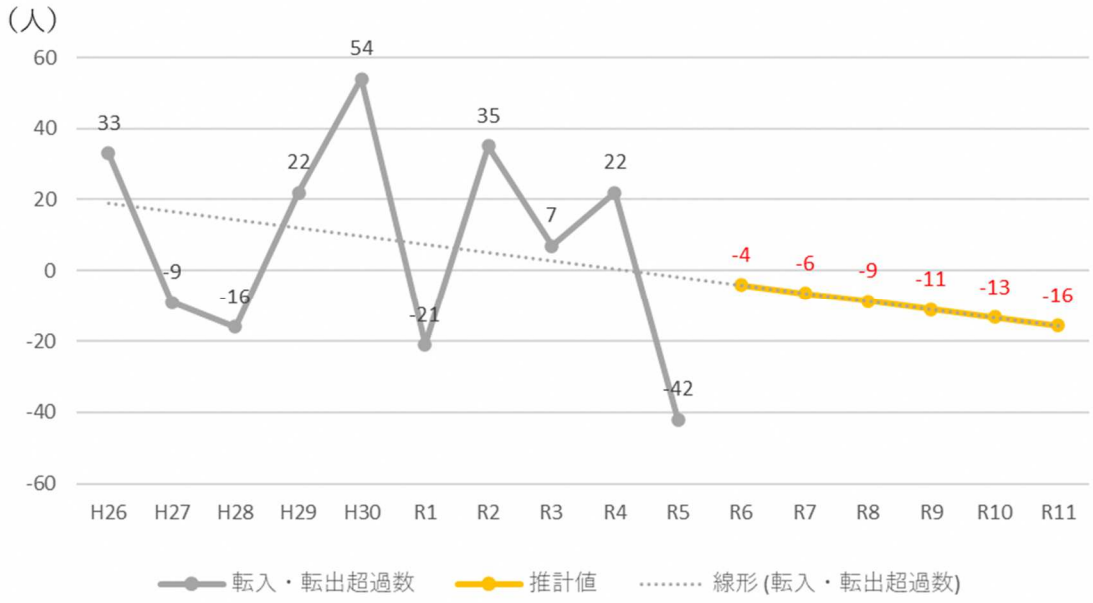

② 目標値の設定

事業により見込まれる具体的な成果を推計値に積み上げて、目標年度における目標値を定める。事業による増加数は 179 人とし、目標値は 124 人とする。

・横手駅東口第二地区市街地再開発事業（集合住宅整備）による増加数：168 人
※市街地再開発事業で整備予定の集合住宅の推計居住者数。
・雪国よこて安全安心住宅普及促進事業による増加数：11 人
※既存住宅の改修による新規居住者を1世帯 2.2 人/年×5年＝11 人と見込む。

・その他（目標値の増加が見込まれる主な事業）
・主要地方道横手停車場線・市道駅東線・市道寿町上横山線・市道駅広線改良事業
横手駅東口第二地区市街地再開発事業区域の周辺部において、歩車道の段差解消、歩道への融雪施設の整備や照明灯の再整備を行い良好な生活環境を整備することで、居住者の増加に寄与する。
・住宅・建築物安全ストック形成事業
木造住宅の耐震診断および耐震改修・建替工事にかかる工事費用の一部を補助し、安全な住宅ストックを増やすことで、居住者の増加に寄与する。
・横手市空き家バンク事業
空き家を「売りたい（貸したい）方」と「買いたい（借りたい）方」を結びつけることで、空き家の利活用を促進し、居住者の増加に寄与する。
・移住・定住促進事業
移住コンシェルジュを配置して相談対応等の支援を行い、また移住者に対し移住支援金を交付することで移住を促進し、居住者の増加に寄与する。

基本方針3 【なりわい】:すべての人がいきいきと働けるまちづくり

【なりわい】:すべての人がいきいきと働けるまちづくりの効果を検証するために、「中心市街地の新規事業所・店舗の増加」を目標として設定する。また、目標指標を「中心市街地の新規事業所・店舗数」とする。

目標指標	基準値 (令和 1~5 年度平均)	推計値 (令和 7~11 年度平均)	事業による増加数 (令和 7~11 年度平均)	目標値 (令和 7~11 年度平均)
中心市街地の新規事業所・店舗数(件)	8	8	2	10

① 推計値

中心市街地の新規事業所・店舗数は、起業・創業補助金及び空き店舗補助金の活用状況から把握する。中心市街地において、新たに起業・創業した件数は、平均で8件となっており、事業を実施しなかった場合の推計値は平均8件とする。

表 起業・創業補助金・空き店舗補助金の活用件数

	起業・創業支援補助金			空き店舗補助金			合計		
		うち中心市街地	中心市街地シェア		うち中心市街地	中心市街地シェア		うち中心市街地	中心市街地シェア
R1	13	3	23.1	7	5	71.4	20	8	40.0
R2	14	3	21.4	2	1	50.0	16	4	25.0
R3	6	1	16.7	11	10	90.9	17	11	64.7
R4	13	3	23.1	8	6	75.0	21	9	42.9
R5	12	2	16.7	8	7	87.5	20	9	45.0
平均	11.6	2.4	20.7	7.2	5.8	80.6	18.8	8.2	43.6

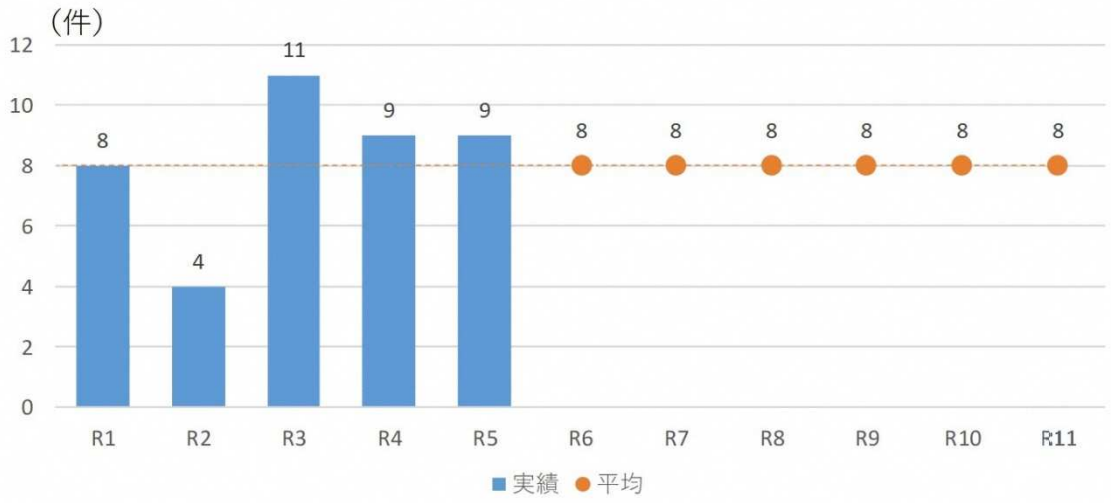

図 起業・創業補助金・空き店舗補助金の活用件数の推計値

② 目標値の設定

事業により見込まれる具体的な成果を推計値に積み上げて目標値を定める。事業による増加数は平均2件とし、目標値は平均 10 件とする。

・横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業と横手市民会館整備事業による増加：1件

※施設整備により中心市街地の来街者が増加し、民間事業者の起業・創業・出店意欲が高まることによる増加見込み。

・起業創業支援事業補助金及び空き店舗補助金による増加：1件

※各補助金の中心市街地区域内における上乗せ補助を行うことによる増加見込み。

・その他（目標値の増加が見込まれる主な事業）

・起業家育成事業

起業のための各種セミナー・ワークショップ・講演会等の開催や、ハンズオン支援プログラムにより将来的なまちづくり人材の輩出・育成を図ることで、起業・創業を支援し、起業・創業・新規出店数の増加に寄与する。

・Biz サポートよこて

起業者のスタートアップオフィスや県外企業のサテライトオフィス、横手でビジネスをする方のコワーキングスペースとして活用できるインキュベーション施設を設置することで起業・創業を支援し、起業・創業・新規出店数の増加に寄与する。

・次世代人財育成塾

若い世代の人を対象に、IT・DX、金融・経済、国際交流等をテーマにセミナーやワークショップを行い、次世代に活躍できる人材を育成することで起業・創業を支援し、起業・創業・新規出店数の増加に寄与する。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

横手市の中心市街地は、現在、市街地を縦断する JR 奥羽本線の横手駅を中心として東西方向に広がっているが、昭和 40 年代前半までは、東側の市街地を蛇行する横手川周辺と羽州街道（旧国道 13 号）沿線の大町・四日町・鍛冶町を中心に集積した住宅街や商店街、また、官庁街が中心地であった。

明治 38 年に奥羽本線横手駅が開業し、また、大正7年には、横荘鉄道㈱（現羽後交通㈱）により横荘線が開業、その後、羽後交通バスターミナルが開業することにより、横手駅の東側地区では、公共交通の結節点としてにぎわうとともに急速に市街地化が進み、昭和5年頃には以前からの中心市街地と連続した街並みとなった。

しかし、計画的な整備が行われてこなかったため道路幅は狭く、また、交差点の形状も良くなかったことから、自動車の普及とともに至る所で一方通行の制限がかけられるなど、不便な市街地が形成されていた。

このため、市施行による土地区画整理事業が駅前地区で昭和 46 年度から、また、中央第一地区が昭和 58 年度から開始され、街区や区画街路、また、都市計画道路や街区公園の整備が行われ、平成9年頃には現在の街並みが完成し道路交通の利便性向上が図られた。

このように、以前からの中心市街地の整備が進む一方、モータリゼーションの進展により昭和 42 年に国道 13 号横手バイパスが開通すると、沿線には企業の事業所や倉庫、カーディーラーなどの立地が進んだ。また、交通量の増加に伴い、昭和 51 年には横手警察署が、中心市街地である大町から国道 13 号と国道 107 号が交差する婦気交差点へ移転した。

昭和 52 年に国道 13 号横手バイパスが完工するとともに、沿線には更なる商業施設等の立地が進み、さらに、平成3年に東北横断自動車道横手インターチェンジに至る国道 13 号が供用開始されると、沿線では開発造成による大型店舗の立地やショッピングモールの建設などが行われ、それとともに中心市街地の空洞化が進展していった。

このような中で、平鹿総合病院が平成 19 年に横手駅東口地区から西側の郊外地に移転することに伴う跡地利用対策、また、大手スーパーの撤退などによって進む空洞化の課題を解決すべく、横手駅東口第一地区市街地開発事業が施行され、バスターミナルや公益施設、また、高齢者住宅やマンション・新たなスーパーマーケットなどが建築され、平成 23 年度に事業が完了した。

また、再開発事業と並行して実施した都市再生整備計画事業により、橋上化した横手駅に東西自由通路を新設したほか、駅前広場や駐車場の整備を行い横手駅周辺の利便性向上を図った。

以上の通り、中心市街地の再活性化を目的として様々な都市計画事業に取り組んできており、一定の成果は得られているが、駅の正面から南側のエリアについては、建築から 45 年以上が経過し老朽化したビルや空きビルとなったものもあり空洞化が進んでいたため、状況の解決を図るべく、平成 31 年度から横手駅東口第二地区市街地再開発事業が施行されており、これに合わせて都市構造再編集中支援事業により周辺インフラの補完的な整備を行っている。

また、依然として市街地幹線道路網のボトルネックとなっている都市計画道路八幡根岸線の整備事業を着実に進める必要があるほか、同じく中央線の未整備区間についても事業化に向けた検討を行っていかなければならない。

横手駅西側の地区に関しては、西口駅前広場を含む三枚橋地区土地区画整理事業が令和4年度に完了

したほか、既に、中央第二地区が平成 18 年度に、また、駅西地区が平成 23 年度に、それぞれ土地区画整理事業によるインフラ整備を完了している。

しかし、今後、中心市街地の最西端の街区に市民会館の整備を行うにあたっては、歩行者の回遊性を高めるための歩道整備などについて検討を行っていかなければならない。

[2]具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置

該当なし

(2)認定と連携した支援措置

①認定と連携した特例措置

【事業名】三枚橋1号街区公園トライアル利活用事業(仮称)(検討中)

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	三枚橋1号街区公園の利活用について、ワークショップやサウンディング調査、社会実験(トライアルサウンディング)を実施し、横手駅西口におけるまちづくりの機運を醸成する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	幅広い年代の人々がいつでも心地良く集える場を整備することで、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

②認定と連携した重点的な支援措置

該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

【事業名】横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業

【事業実施時期】	平成31年度～令和8年度		
【実施主体】	横手駅東口第二地区市街地再開発組合		
【事業内容】	事務所やホテル、店舗等の再整備を行うとともに、市民が利用できる図書館を核とした公益施設を建設する。また、利便性の高いまちなか居住を促進するための分譲集合住宅・賃貸集合住宅の建設と、駐車場の集約整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増 ・居住人口の社会増 ・新規開業数増		
【活性化に資する理由】	事務所・ホテル・店舗等の再整備、市民が利用できる公益施設等の整備により、街の魅力を高め、事業所や店舗の新規出店の増加、賑わい創出を図る。また、分譲集合住宅・賃貸集合住宅の整備により、居住人口の増加を図る。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等)		
【支援措置実施時期】	平成31年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】主要地方道横手停車場線・市道駅東線・市道寿町上横山線・市道駅広線改良事業

【事業実施時期】	令和4年度～令和7年度		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	横手駅東口第二地区市街地再開発事業区域の周辺部において、道路インフラの改善を図るため、歩車道の段差を解消し、歩道への融雪施設を整備するとともに、照明灯の再整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増 ・居住人口の社会増		
【活性化に資する理由】	歩車道段差の解消・融雪施設の整備・照明灯の設置により、歩行者が快適に移動できる環境を形成し、来街者の増加、居住人口の増加を図る。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和4年度～令和7年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】都市計画道路八幡根岸線街路事業

【事業実施時期】	平成29年度～令和7年度		
【実施主体】	秋田県・横手市		
【事業内容】	都市計画道路八幡根岸線は、本市の中心市街地につながる街路ネットワーク形成のための骨格を担う道路であるが、改良整備が進んでいなかったため道路交通におけるボトルネックとなっている。この状態を解消するため道路改良を行い歩道を設置する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増 ・居住人口の社会増		
【活性化に資する理由】	中心市街地へのアクセスの利便性の向上により、来街者の増加、賑わい創出を図る。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（地方街路交付金事業）		
【支援措置実施時期】	平成29年度～令和7年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4)国の支援がないその他の事業

【事業名】景観・屋外広告物対策事業

【事業実施時期】	平成25年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	「横手市景観条例」「横手市屋外広告物条例」により、地域の特性に合ったきめ細やかな景観・屋外広告物の規制・誘導を行う		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増 ・居住人口の社会増		
【活性化に資する理由】	良好な景観形成を図ることにより中心市街地の魅力を高め、来街者の増加、賑わいの創出、居住者の増加を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1]都市福利施設の整備の必要性

中心市街地には現在、市役所本庁舎をはじめ、346 席の客席を備えたホールがある横手市ふれあいセンターかまくら館、市民活動センターや横手市児童センター、健康の駅東部トレーニングセンター等の施設により構成される横手市交流センターY2（わいわい）ぷらざなどの様々な都市福利施設が立地している。また、中心市街地とその周辺近接地域を含め、20 箇所を超える診療所や地域の中核を担う病院、デイサービスから特別養護老人ホームまで様々な介護福祉施設や保育所等の児童福祉施設等が集積している。

中心市街地の東端に位置していた横手図書館については、敷地が狭小なため施設建物の規模が小さく、また駐車場も数台分しかなかったことから、多くの市民の利用ニーズに応えることができていなかった。そのため、横手駅東口第二地区市街地再開発事業で整備される施設建築物に移転整備することで、十分な施設規模と駐車場を備え、また現代のニーズに合った市民利用に応えることができる新たな図書館・生涯学習施設として再整備をすることが求められている。

横手市民会館は、昭和 43 年に建設され多くの市民に利用されてきたが、建設から 50 年以上が経過していることから施設全体の老朽化が著しく、また旧耐震基準で建設されていることから安全性にも課題がある。また時代の変化に伴い周辺自治体の市民ホールと比べても機能不足となっており、建て替え整備が検討されてきた。さらに中心市街地から外れた小高い丘の上に立地しているため施設へのアクセスに支障があり、横手市都市計画マスタープラン（立地適正化計画）においても、中心市街地である都市機能誘導区域への誘導施設として位置づけられている。そのため、道路交通上も様々な方面からのアクセスが容易で、横手駅からも徒歩圏内であり、横手市循環バス等の公共交通も整っている条里地区へ移転し、現在のニーズに合った十分な機能を有する施設として整備することが必要とされている。

条里地区においては、これまでも横手市勤労者等福祉施設サンサン横手や横手武道館、横手市役所条里北庁舎・条里南庁舎等の様々な公共公益施設が集積していたものの、主に様々な市民活動などの目的がある限られた人が利用するにとどまっており、市民が気軽に立ち寄ることができるような公共公益施設はなく、せっかくの公共空間が十分に活用されてこなかった。新しい市民会館においては、ホールを利用した様々な分野の催しを開催することはもちろんのこと、可能な限り多くの人々が気軽に立ち寄り利用することができるような施設とすることを目指しており、ホール内での催しに限らず、広い空間を持った建物内の共用スペースや建物周辺の広場等を設け文化芸術分野に限らない各種イベント等を行うことで、これまで市民会館を利用する目的や機会がなかった人も気軽に利用し楽しむことができるよう計画している。このように新しい市民会館では、整備した施設を存分に活用し、施設内外にわたる多様な施策を展開して活かしていくことで、中心市街地活性化に資する様々な効果を生み出していくことが期待されている。

中心市街地にこうした複数の多様な機能を持った都市福利施設を整備することで、横手市民をはじめ近隣や遠方からの来訪者や観光客など、より多くの人が来訪する機会を創出し、それらの施設相互の相乗効果により、より豊かで多様な人々のニーズに応えることができる中心市街地が形成されることが期待されている。

[2]具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置

該当なし

(2)認定と連携した支援措置

①認定と連携した特例措置

【事業名】横手市民会館整備事業

【事業実施時期】	令和4年度～令和8年度		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	老朽化した横手市民会館・十文字文化センター・高齢者センター・就業改善センターの機能を集約し、新たな市民会館として整備する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	市民会館の整備により、芸術、文化等にふれる機会や交流機会を創出することで来街者の増加を図り、賑わい創出を図る。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】生涯学習館利用促進事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	横手駅東口第二地区市街地再開発事業で整備した横手市生涯学習館「Ao-na」を拠点とし、市民の生涯にわたる豊かな学びを多面的にサポートする様々な事業を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	幅広い年代の人々がいつでも心地良く集える場、学習機会を提供するとともに、イベント等を開催することで、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】自主文化事業

【事業実施時期】	平成17年度～		
【実施主体】	横手市自主文化事業委員会		
【事業内容】	中心市街地区域内のかまくら館や新しく建設される市民会館等の公共公益施設を会場に、コンサートや映画上映などの各種公演事業を実施することで、文化芸術振興と市民の交流を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	芸術、文化等にふれる機会や交流機会を創出することで来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

②認定と連携した重点的な支援措置

該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

【事業名】横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業(再掲)

【事業実施時期】	平成31年度～令和8年度		
【実施主体】	横手駅東口第二地区市街地再開発組合		
【事業内容】	事務所やホテル、店舗等の再整備を行うとともに、市民が利用できる図書館を核とした公益施設を建設する。また、利便性の高いまちなか居住を促進するための分譲集合住宅・賃貸集合住宅の建設と、駐車場の集約整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増 ・居住人口の社会増 ・新規開業数増		
【活性化に資する理由】	事務所・ホテル・店舗等の再整備、市民が利用できる公益施設等の整備により、街の魅力を高め、事業所や店舗の新規出店の増加、賑わい創出を図る。 また、分譲集合住宅・賃貸集合住宅の整備により、居住人口の増加を図る。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等)		
【支援措置実施時期】	平成31年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】横手市民会館整備事業

【事業実施時期】	令和4年度～令和8年度		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	老朽化した横手市民会館・十文字文化センター・高齢者センター・就業改善センターの機能を集約し、新たな市民会館として整備する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	市民会館の整備により、芸術、文化等にふれる機会や交流機会を創出することで来街者の増加を図り、賑わい創出を図る。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】子育て支援事業

【事業実施時期】	平成23年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	横手駅東口第一地区市街地再開発事業により整備された、横手市交流センターY2ぷらざに設置した横手市児童センターを拠点として子育て支援事業を実施している。親子の交流の場を提供し子育て講座や子育て等に関する相談を行うとともに、子育てコーディネーターによる情報提供や援助活動を実施する。また、ファミリー会員やサポート会員による相互援助の調整やリサイクル市を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②中心市街地で新たに生活する人の増加		
【目標指標】	・居住人口の社会増		
【活性化に資する理由】	子育て支援により、子育て世代の定住を促進する。		
【支援措置名】	地域子育て支援拠点事業ほか		
【支援措置実施時期】	平成23年度～	【支援主体】	こども家庭庁
【その他特記事項】			

(4)国の支援がないその他の事業

【事業名】芸術文化推進事業

【事業実施時期】	平成17年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	中心市街地区域内のかまくら館や新しく建設される市民会館等の公共公益施設を拠点とし、施設で行う各種事業や施設外でのアウトリーチ事業等を複合的に実施し、市全体の文化芸術振興と市民の交流を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	芸術、文化等にふれる機会や交流機会を創出することで来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】	公共ホール音楽活性化支援事業		
【支援措置実施時期】	令和4年度～	【支援主体】	(一財)地域創造
【その他特記事項】			

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

[1]街なか居住の推進の必要性

横手市の中心市街地においては、昭和 40 年代から土地区画整理事業や街路事業等を継続して実施することで、十分な幅員を持つ道路と整然とした街区をはじめとする都市基盤の整備をすすめてきた。また流雪溝を整備することにより、日常的な除排雪を容易にするなど、降雪期においても住みやすい環境整備に努めてきた。

しかしながら、近年は住民の高齢化や相続人の不在等により、中心市街地の空き家や空地が増加している。一方で、若い世代は十分な駐車スペースが確保でき、入手が容易な郊外の分譲住宅地に戸建て住宅を建設して居住する傾向にある。

10 数年前までは、中心市街地を始めとする横手市近郊においては、ファミリー向けの分譲集合住宅のような良質な集合住宅がほとんど存在しなかった。近年、横手駅東口第一地区市街地再開発事業で整備した分譲集合住宅を始め、民間企業の開発による集合住宅が中心市街地内に整備され、一定の居住者が新たに居住している状況にあることから、雪国においても雪の負担が少なく、スーパーマーケットを始めとする小売店や様々な医療機関が近くにあり利便性の高い中心市街地に住みたいという一定の需要はあるといえる。

雪国で生活をするにあたり雪の負担が少ない良質な集合住宅は、今後の更なる高齢化社会を考えると、ますます需要が高まると考えられるため、横手駅東口第二地区市街地再開発事業による集合住宅の整備に対しては、引き続き行政においても必要な支援を行い、整備推進をはかっていく必要がある。雪の負担の少ない住居として集合住宅を整備し、目に見える形で、便利な中心市街地に住むことのメリットを多くの人に認識してもらうことで、さらに中心市街地居住の需要が高まることが期待される。

また、集合住宅に限らず戸建て住宅も含めた住宅の周辺環境整備もすすめ、特に積雪期の居住環境向上のため、融雪設備を備えた歩道整備を実施するとともに、様々な雪対策を継続することで、安全安心な歩行空間の確保ができるようにする。

他にも空き家に対する様々な対策事業を実施することで、既存の不動産を流動化し、新たな住まい手に引き継がれるように支援をする。また、子育て支援施設、健康増進施設等の施設やそこで行われる各種事業を充実することで、総合的に居住地として選ばれる魅力的な中心市街地となるようにしていきたい。

人口減少社会を見据え、既存の都市基盤が整っている中心市街地において、改めて既存ストックを活用することで居住地として再整備をはかりコンパクトな都市を実現することは、社会的な負担を減らし将来にわたり持続可能な都市をつくっていくことであり、市全体を見据えた都市経営の面からも重要な意味を持つといえる。

[2]具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置

該当なし

(2)認定と連携した支援措置

①認定と連携した特例措置

該当なし

②認定と連携した重点的な支援措置

【事業名】雪国よこて安全安心住宅普及促進事業

【事業実施時期】	令和3年度～令和7年度		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	豪雪地域である横手市において、雪対策、省エネルギー・断熱化、バリアフリー化、防災減災を目的とした住宅改修工事に対する補助を行い、高齢者等が安全で快適に暮らすことができる住環境を整備する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②中心市街地で新たに生活する人の増加		
【目標指標】	・居住人口の社会増		
【活性化に資する理由】	高齢者等が安全で快適に暮らすことができる住環境を整備することで、居住人口の増加を図る。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業)		
【支援措置実施時期】	令和3年度～令和7年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

【事業名】横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業(再掲)

【事業実施時期】	平成31年度～令和8年度		
【実施主体】	横手駅東口第二地区市街地再開発組合		
【事業内容】	事務所やホテル、店舗等の再整備を行うとともに、市民が利用できる図書館を核とした公益施設を建設する。また、利便性の高いまちなか居住を促進するための分譲集合住宅・賃貸集合住宅の建設と、駐車場の集約整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増 ・居住人口の社会増 ・新規開業数増		
【活性化に資する理由】	事務所・ホテル・店舗等の再整備、市民が利用できる公益施設等の整備により、街の魅力を高め、事業所や店舗の新規出店の増加、賑わい創出を図る。 また、分譲集合住宅・賃貸集合住宅の整備により、居住人口の増加を図る。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等)		
【支援措置実施時期】	平成31年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】主要地方道横手停車場線・市道駅東線・市道寿町上横山線・市道駅広線改良事業(再掲)

【事業実施時期】	令和4年度～令和7年度		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	横手駅東口第二地区市街地再開発事業区域の周辺部において、道路インフラの改善を図るため、歩車道の段差を解消し、歩道への融雪施設を整備するとともに、照明灯の再整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増 ・居住人口の社会増		
【活性化に資する理由】	歩車道段差の解消・融雪施設の整備・照明灯の設置により、歩行者が快適に移動できる環境を形成し、来街者の増加、居住人口の増加を図る。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和4年度～令和7年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】住宅・建築物安全ストック形成事業

【事業実施時期】	令和3年度～令和7年度		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	地震による木造住宅の倒壊に伴う被害を未然に防止するため、木造住宅の耐震診断および耐震改修・建替工事にかかる工事費用の一部を補助することで、安全な住宅ストックを増やす。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②中心市街地で新たに生活する人の増加		
【目標指標】	・居住人口の社会増		
【活性化に資する理由】	安全な住宅ストックの整備を図ることで、居住人口の増加を図る。		
【支援措置名】	防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）		
【支援措置実施時期】	令和3年度～令和7年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】空き家バンク活用推進補助事業

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	空き家バンクに登録されている空き家の片付けや子育て世帯や移住者が改修をする場合等に補助を行うことで空き家バンクの活用を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②中心市街地で新たに生活する人の増加		
【目標指標】	・居住人口の社会増		
【活性化に資する理由】	空き家の利活用を支援することにより、ニーズに合った住宅の供給を図り、居住人口の増加を図る。		
【支援措置名】	空き家対策総合支援事業		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和7年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】空家等除却費補助事業

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	利活用の見込みがなく周囲への影響が大きい空き家の除却を促し、公共・公益施設用地として利活用をすることで良好な環境を整備する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②中心市街地で新たに生活する人の増加		
【目標指標】	・居住人口の社会増		
【活性化に資する理由】	老朽住宅等が除却されることで、中心市街地の安全性、及び街なみの魅力が向上し、居住人口の増加を図る。		
【支援措置名】	空き家対策総合支援事業		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和7年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】子育て支援事業（再掲）

【事業実施時期】	平成23年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	横手駅東口第一地区市街地再開発事業により整備された、横手市交流センターY2ぷらざに設置した横手市児童センターを拠点として子育て支援事業を実施している。親子の交流の場を提供し子育て講座や子育て等に関する相談を行うとともに、子育てコーディネーターによる情報提供や援助活動を実施する。また、ファミリー会員やサポート会員による相互援助の調整やリサイクル市を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②中心市街地で新たに生活する人の増加		
【目標指標】	・居住人口の社会増		
【活性化に資する理由】	子育て支援により、子育て世代の定住を促進する。		
【支援措置名】	地域子育て支援拠点事業ほか		
【支援措置実施時期】	平成23年度～	【支援主体】	こども家庭庁
【その他特記事項】			

(4)国の支援がないその他の事業

【事業名】除雪活動費補助金

【事業実施時期】	平成23年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	町内会や集落等の団体に対し市道や公衆用道路等の除排雪を行うための費用の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②中心市街地で新たに生活する人の増加		
【目標指標】	・居住人口の社会増		
【活性化に資する理由】	地域による除排雪活動を支援し、冬季においても安全な暮らしの場が確保されることで、居住人口の増加を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】生活道路除排雪協働事業

【事業実施時期】	平成26年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	除雪活動団体との協働により通常の除雪車が進入できない狭隘な道路などの除排雪を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②中心市街地で新たに生活する人の増加		
【目標指標】	・居住人口の社会増		
【活性化に資する理由】	地域による除排雪活動を支援し、冬季においても安全な暮らしの場が確保されることで、居住人口の増加を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】横手地域雪対策連絡協議会

【事業実施時期】	平成25年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	横手地域における雪処理に関する意見交換会を年間に2回開催し、雪対策への課題対応について検討を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②中心市街地で新たに生活する人の増加		
【目標指標】	・居住人口の社会増		
【活性化に資する理由】	地域住民と市が雪対策に関する要望や課題について共有し、雪処理を改善することにより冬季においても安全な暮らしの場が確保されることで、居住人口の増加を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】横手市空き家バンク事業

【事業実施時期】	平成25年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	空き家を「売りたい（貸したい）方」と「買いたい（借りたい）方」を結びつけることで、空き家の利活用を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②中心市街地で新たに生活する人の増加		
【目標指標】	・居住人口の社会増		
【活性化に資する理由】	空き家の利活用により、ニーズに合った住宅の供給を図り、居住人口の増加を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】地域おこし協力隊空き家改修事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	地域おこし協力隊員が定住するために購入又は賃借した空き家の改修を支援し、隊員の定住促進を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②中心市街地で新たに生活する人の増加		
【目標指標】	・居住人口の社会増		
【活性化に資する理由】	空き家の利活用を支援することにより、地域おこし協力隊員の定住を図ることで、まちの活性化の担い手を確保する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】移住・定住促進事業

【事業実施時期】	平成17年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	移住コンシェルジュを配置し、移住相談者に対し相談対応等の支援を行う。また、移住者に対し移住支援金を交付する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標②中心市街地で新たに生活する人の増加		
【目標指標】	・居住人口の社会増		
【活性化に資する理由】	移住者への支援により、居住人口の増加を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】民間まちづくり会社による移住・定着促進活動

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	横手まちづくり㈱		
【事業内容】	秋田版CCRCに沿った横手住まい地域の創出と、人口拡大施策を計画し実施する。また、市内で「まちなか」への居住促進を図るとともに、大都市から横手への移住・定住を促進する。併せて、地域資源とのマッチングによる就労機会を創出するとともに子育て環境の充実を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
	【目標】	目標②中心市街地で新たに生活する人の増加	
	【目標指標】	・居住人口の社会増	
	【活性化に資する理由】	移住者への支援により、居住人口の増加を図る。	
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]経済活力の向上の必要性

横手市の中心市街地は、卸売業・小売業の事業所数や従業員数とともに年間商品販売額についても減少傾向にあり、商業地としての魅力や集積力が低下している。こうしたことの背景には、昭和 40 年代から本格的に始まったモータリゼーションの進展による小売店舗等の郊外化に加えて、近年ではインターネットショッピングの台頭など、小売業を取り巻く商業環境の変化や、若い世代を中心とした価値観の変化やコロナ禍を契機とした外食産業に対するニーズの変化が考えられる。こうした商業を取り巻く環境の変化に加え、貸店舗や賃貸オフィス等の不動産物件自体もひと昔前の時代に整備されたものが多く、起業者や新規事業者に必要とされる現代のニーズに合った物件が不足していることから、新規事業所の開設や新規出店先として中心市街地が選ばれなくなっており、全体的に中心市街地全体において商業地としての魅力や集積力が低下している。

このような現状を踏まえ、中心市街地を単なる商業の集積地という面だけでなく、多様な都市機能の集積地と捉え、様々な分野における多くの事業を複合的に実施することによって、全体として経済活力の向上を図っていくことが重要と考える。

まずは、起業者の育成により新たな事業自体を増やすための様々な事業を実施することや、店舗に限らず事務所系の事業所などの立地を促進し中心市街地に就業機会を確保することで、時代のニーズに合った新たな事業所や店舗を中心市街地に充実させ経済活力向上につなげたい。

また、日常的に中心市街地を拠点として生活をしている人に限らず、より多くの人に訪れてもらうことにより様々な経済活動に繋げるためには、観光面からの各種施策を充実させることが必要である。現状では中心市街地を会場として例年2月 15、16 日に開催される小正月行事の「かまくら」の知名度があり開催期間には多くの観光客が訪れているが、それ以外の積雪期においては訪れる人が非常に少なく、通年での誘客が課題となっている。市外から訪れる人々にとっても魅力的で、繰り返し訪れたい中心市街地とするためには、観光の目的地となる拠点施設を整備・再整備して充実させることや、様々な季節を通じた各種イベント等を開催することによって通年での来街機会を創出し、訪問者の満足度を高めることが求められている。

[2]具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置

該当なし

(2)認定と連携した支援措置

①認定と連携した特例措置

【事業名】横手市民会館整備事業(再掲)

【事業実施時期】	令和4年度～令和8年度		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	老朽化した横手市民会館・十文字文化センター・高齢者センター・就業改善センターの機能を集約し、新たな市民会館として整備する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	市民会館の整備により、芸術、文化等にふれる機会や交流機会を創出することで来街者の増加を図り、賑わい創出を図る。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】横手市合併20周年記念事業

【事業実施時期】	令和7年度		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	平成17年10月に市町村合併して発足した横手市は、令和7年度に20周年を迎えることから、これを記念して中心市街地で様々な記念イベントを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和8年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】よこてシティハーフマラソン

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	よこてシティハーフマラソン実行委員会		
【事業内容】	スポーツイベントにより地域の活性化を図るため、「よこてシティハーフマラソン」を開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】起業・創業支援事業

【事業実施時期】	令和2年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	市内における新たな起業又は創業を支援するため補助金を交付し、地域経済の発展と雇用の確保を図る。中心市街地活性化区域内における起業等では補助率や上限を上乗せする。（上乗せについては検討中）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加		
【目標指標】	・新規開業数増		
【活性化に資する理由】	起業・創業を支援することとで、事業所・店舗の増加を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】空き店舗等利活用支援事業

【事業実施時期】	平成27年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	中小商業者等が商店街等の空き店舗を活用した開業又は既存店の改装等を支援する補助金を交付し、地域商業の活性化を図る。中心市街地活性化区域内における開業等では上限を上乗せする。（上乗せについては検討中）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加		
【目標指標】	・新規開業数増		
【活性化に資する理由】	空店舗の利活用等を支援することで、事業所・店舗の増加を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】商工団体連携地域活性化事業

【事業実施時期】	平成27年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	市内商工団体が連携し、市全体の商工業のみならず、6次産業化や観光振興のためのイベント等に取り組み、経済波及効果の発展や地域活性化の取り組みに要する経費を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増 ・新規開業数増		
【活性化に資する理由】	市内商工団体等が連携することにより、経済波及効果を高める。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】地域おこし協力隊起業・事業承継経費

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	横手市地域おこし協力隊が起業又は事業承継するための経費の一部補助することで、隊員の定住促進を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加		
【目標指標】	・新規開業数増		
【活性化に資する理由】	地域おこし協力隊員の起業又は事業継承を支援することで、まちの活性化の担い手を確保する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】横手駅東口まつり

【事業実施時期】	平成29年度～		
【実施主体】	横手駅東口まつり実行委員会		
【事業内容】	多業種連携による横手駅東口地区の賑わいと地域コミュニティの創出を目的として、横手駅東口駅前広場を会場に郷土芸能や市内各地域の食を楽しんでもらいながら集い交流の場となるイベントを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】よこてわいわいワイド

【事業実施時期】	平成26年度～		
【実施主体】	よこてイースト事業委員会		
【事業内容】	駅東地区のよこてイーストを主な拠点として、納涼ビアガーデンやエコライフフェスタ・秋フェスなど年間を通して様々なイベントを開催し、駅東地区の活性化を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】よこての全国線香花火大会

【事業実施時期】	平成14年度～		
【実施主体】	よこての全国線香花火大会実行委員会		
【事業内容】	国産線香花火をテーマに、中心市街地に隣接した横手川蛇の崎川原を会場に開催される線香花火大会である。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】横手の送り盆まつり

【事業実施時期】	平成17年度～		
【実施主体】	(一社)横手市観光協会(送り盆まつり委員会)		
【事業内容】	中心市街地に隣接した横手川蛇の崎川原を会場に、各町内から繰り出される屋形船が特徴的な、8月16日に行われる盂蘭盆会の行事を中心とした一連の伝統行事である。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】横手の雪まつり

【事業実施時期】	平成17年度～		
【実施主体】	(一社)横手市観光協会(雪まつり委員会)		
【事業内容】	横手市役所前おまつり広場を主会場として、毎年2月に行われる小正月行事、「かまくら」と「ぼんでん」を中心とした雪まつりである。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】生涯学習館利用促進事業（再掲）

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	横手駅東口第二地区市街地再開発事業で整備した横手市生涯学習館「Ao-na」を拠点とし、市民の生涯にわたる豊かな学びを多面的にサポートする様々な事業を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	幅広い年代の人々がいつでも心地良く集える場、学習機会を提供するとともに、イベント等を開催することで、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】自主文化事業（再掲）

【事業実施時期】	平成17年度～		
【実施主体】	横手市自主文化事業委員会		
【事業内容】	中心市街地区域内のかまくら館や新しく建設される市民会館等の公共公益施設を会場に、コンサートや映画上映などの各種公演事業を実施することで、文化芸術振興と市民の交流を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	芸術、文化等にふれる機会や交流機会を創出することで来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】観光誘客推進インバウンド対応事業

【事業実施時期】	令和2年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	外国語パンフレットやHPによる情報発信のほか、秋田県と連携し台湾やタイへのトップセールスを行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	インバウンド客の誘致を図ることにより、来街者の増加を図り、賑わい創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和12年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】横手市オンデマンド・空港送迎サービス事業（よこてWARP）

【事業実施時期】	令和6年度～令和7年度		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	秋田空港からの2次アクセスの改善と、2025大阪・関西万博の開催を見据えた関西方面からの誘客強化のため、横手駅前と秋田空港を結ぶ市独自の予約型の送迎サービスを行い、関西圏などからの誘客を強化して観光消費額の増加や市街地の活性化につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	秋田空港からのアクセスの向上により、観光客、インバウンド客等の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和8年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】横手市中心市街地にぎわいイベント事業補助金（仮称）（検討中）

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	すでに実施されているイベントの継続や、新たに企画されるイベントの開催を支援するため、中心市街地のにぎわいや活性化を目的としてイベントを開催する団体に対して補助金を交付する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】キッチンカー導入支援事業（検討中）

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	キッチンカーを活用したビジネスを検討する市内事業者を支援するため、車両の改造費や設備導入費、広告宣伝費に対して補助金を交付し、地域商業の活性化と賑わいの創出を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増 ・新規開業数増		
【活性化に資する理由】	市内での創業や新商品販売・販売促進を支援するとともに、イベント等における賑わい創出を図る。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和10年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

②認定と連携した重点的な支援措置

該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

【事業名】横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業(再掲)

【事業実施時期】	平成31年度～令和8年度		
【実施主体】	横手駅東口第二地区市街地再開発組合		
【事業内容】	事務所やホテル、店舗等の再整備を行うとともに、市民が利用できる図書館を核とした公益施設を建設する。また、利便性の高いまちなか居住を促進するための分譲集合住宅・賃貸集合住宅の建設と、駐車場の集約整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増 ・居住人口の社会増 ・新規開業数増		
【活性化に資する理由】	事務所・ホテル・店舗等の再整備、市民が利用できる公益施設等の整備により、街の魅力を高め、事業所や店舗の新規出店の増加、賑わい創出を図る。 また、分譲集合住宅・賃貸集合住宅の整備により、居住人口の増加を図る。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等)		
【支援措置実施時期】	平成31年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】横手市民会館整備事業(再掲)

【事業実施時期】	令和4年度～令和8年度		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	老朽化した横手市民会館・十文字文化センター・高齢者センター・就業改善センターの機能を集約し、新たな市民会館として整備する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	市民会館の整備により、芸術、文化等にふれる機会や交流機会を創出することで来街者の増加を図り、賑わい創出を図る。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】起業家育成事業

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	横手市・NPO法人秋田キャリア支援ネットワーク		
【事業内容】	起業のためのスタートアップセミナーや人材育成・キャリア開発セミナーなど、ビジネス関連の各種セミナー・ワークショップ・講演会等を開催する。また、ハンズオン支援プログラムにより将来的なまちづくりのキープレーヤーとなる人材の輩出・育成を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加		
【目標指標】	・新規開業数増		
【活性化に資する理由】	起業者を支援することとで、事業所・店舗の増加を図る。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和4年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】起業・創業支援事業

【事業実施時期】	令和2年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	市内における新たな起業又は創業を支援するため、ビジネス支援セミナーの開催や、ハンズオン支援プログラムを実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加		
【目標指標】	・新規開業数増		
【活性化に資する理由】	起業・創業を支援することとで、事業所・店舗の増加を図る。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和4年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4)国の支援がないその他の事業

【事業名】健康の駅事業

【事業実施時期】	平成23年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	Y2ぷらざ内にある健康の駅よこて東部トレーニングセンターを拠点として、有酸素運動機器や筋力トレーニングマシンを用いた健康管理指導と健康運動教室などの各種事業を行い、市民の健康増進を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	健康づくりの機会や交流機会を創出することで来街者の増加を図り、賑わい創出を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】スポーツ大会誘致事業

【事業実施時期】	平成17年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	各種スポーツの秋田県大会や東北大会、全国大会等を誘致することで、ホテル等の宿泊施設や飲食店の利用を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	スポーツによる交流機会を創出することで来街者の増加を図り、賑わい創出を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】Bizサポートよこて

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	起業者のスタートアップオフィスや県外企業のサテライトオフィス、横手でビジネスをする方のコワーキングスペースとして活用できるインキュベーション施設を駅前に設置し、地域経済の発展と雇用の確保を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加		
【目標指標】	・新規開業数増		
【活性化に資する理由】	起業者を支援することとで、事業所・店舗の増加を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】サテライトオフィス進出支援事業

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	市が指定するサテライトオフィスにおいて、新たにオフィスを開設する県外企業に対して、施設整備に必要な初期投資および定住に係る経費の一部を補助し、新規企業の進出と地域経済の発展を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加		
【目標指標】	・新規開業数増		
【活性化に資する理由】	企業のサテライトオフィス等の整備を支援することとで、事業所・店舗の増加を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】起業ワンストップ相談窓口

【事業実施時期】	平成27年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	Bizサポートよこてのインキュベーションマネージャーが、起業準備や起業後の事業計画、資金繰りなどの経営相談・アドバイスを無料で行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加		
【目標指標】	・新規開業数増		
【活性化に資する理由】	起業者を支援することとで、事業所・店舗の増加を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】商い賑わい創出事業

【事業実施時期】	平成20年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	商店街等において、販売促進につながる取組み及び事業者の資質向上に資する研修会等の開催を、補助金を交付し支援する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加		
【目標指標】	・新規開業数増		
【活性化に資する理由】	既存の事業者等に対する研修会等を開催し、既存の事業所・店舗の維持・発展を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】IT・ソフトウエア関連企業立地優遇制度助成金

【事業実施時期】	平成27年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	ソフトウエア業、情報処理・提供サービス業等の事業を営む法人が新規立地や既存事業の拡大を行う際に雇用に係る経費や従業員の家賃補助、事務所取得・賃借経費の補助等を実施し立地促進を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加		
【目標指標】	・新規開業数増		
【活性化に資する理由】	IT・ソフトウエア館連企業を誘致することで、事業所・店舗の増加を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】YOKOTE音FESTIVAL

【事業実施時期】	平成23年度～		
【実施主体】	YOKOTE音FESTIVAL実行委員会		
【事業内容】	毎年8月中下旬に県内外で活動しているミュージシャンが中心市街地各所の会場で演奏を繰り広げる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】横手駅東西交流施設管理事業

【事業実施時期】	平成23年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	横手駅と一体として設置されている横手駅東西交流施設（横手駅東西自由通路・横手駅東口都市施設・横手駅西口都市施設）において、地域の活性化及び観光振興のため、観光や物産等のPRと観光案内を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	観光や物産のPRにより、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】横手駅西口祭

【事業実施時期】	平成26年度～		
【実施主体】	横手駅西口駅前振興組合		
【事業内容】	横手駅西口地区の賑わいと地域コミュニティの創出を目的として、横手駅西口駅前広場を会場に地域の食や日本酒等を楽しむ屋台や地元アーティスト等によるステージショー、また横手駅西口の商店を回遊するスタンプラリーなどを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】怪獣プロレス IN YOKOTE

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	横手市を怪獣プロレスで盛り上げる会		
【事業内容】	光明寺街区公園内の芝生広場に幅6メートル四方のリングを設置し、怪獣キャラなどに扮したレスラーがプロレスの試合を繰り広げるほか、横手の風物をモチーフとした衣装をまとったプロレス選手も出場する。 小学生を対象としたプロレス体験会を行うほか、飲食ブースやボルダリング体験コーナーなどを設ける。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】ナイトタイムエコノミー推進による魅力増進、滞在時間延長促進事業

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	夜間における誘客とまちなかの回遊性の向上、来客の満足度向上のため、横手公園展望台のライトアップや飲食店街等でのイルミネーションによる装飾、定期的な夜市の開催などナイトエコノミーを盛り上げるための整備、組織体制の構築を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】旧片野家活用事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	旧横手城下の武家町に位置する歴史的建造物である旧片野家住宅の活用を探り、観光振興や地域づくりにつなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	歴史的建造物を活用した観光拠点施設を整備することで、来街者の増加を図り、賑わい創出を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】観光拠点施設利便性・満足度向上事業

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	観光客の満足度向上のための環境整備として、横手公園二の丸トイレの改修等を始めとした観光拠点施設の改修・再整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	観光拠点施設の魅力を向上することで、来街者の増加を図り、賑わい創出を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】かまくらレンタサイクル

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	(一社)横手市観光推進機構		
【事業内容】	横手駅東口の横手市観光情報センターで自転車の貸出を行うことで観光客等の移動手段の幅を広げ、回遊を促す。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	手軽に移動できるレンタサイクルの設置により、回遊性の向上、賑わい創出を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】横手市のPR事業

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	横手まちづくり(株)		
【事業内容】	SNS等での情報発信、横手駅前地区を拠点としたキッチンカー・販売カーによる販売や他地域への出張販売を通じた横手市のPRを行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	観光や物産のPRにより、来街者の増加を図り、賑わい創出を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】横手駅前活性化事業

【事業実施時期】	令和8年度～		
【実施主体】	横手まちづくり(株)		
【事業内容】	横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業で整備する中央広場・南広場を中心としてまちなかマルシェなど定期的な集客イベントを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】横手市農産物直売所「あばだらけ」

【事業実施時期】	平成10年度～		
【実施主体】	横手市農産物直売所会員		
【事業内容】	直売所会員の自家生産余剰野菜等を中心市街地で販売することにより、地産地消の推進と地域経済の向上、地域活性化に資する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	農産物直売所を整備することで、来街者の増加を図り、賑わい創出を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】次世代人財育成塾

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	横手商工会議所		
【事業内容】	高校生から概ね30歳までの方を対象に、IT・DX、金融・経済、国際交流等をテーマにセミナーやワークショップを行い、次世代に活躍できる人材を育成する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増 ・新規開業数増		
【活性化に資する理由】	若い世代へのセミナー等の開催により、まちの活性化の担い手を確保する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】横手市農商工連携協議会の運営

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	横手市農商工連携協議会		
【事業内容】	農業者と中小企業者がお互いのノウハウを活かし、商品やサービスに付加価値をつけることで、更なる産出額の増加、生産性の向上を促し、農業の継続力と地域の活力向上を目指す。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増 ・新規開業数増		
【活性化に資する理由】	農業者と中小企業者が連携することにより、経済波及効果を高める。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】「横手駅前街かどステーション」（仮称）整備事業

【事業実施時期】	令和8年度～		
【実施主体】	横手まちづくり㈱		
【事業内容】	横手駅東口に整備する施設において、横手ビール（クラフトビール）の製造・販売を行うとともに、賑わい（地産地消）レストランを開業する。また、飲食テナントの誘致を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加		
【目標指標】	・新規開業数増		
【活性化に資する理由】	駅前に飲食店等を誘致することで、事業所・店舗の増加を図る。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】ふれあいセンターかまくら館管理事業

【事業実施時期】	平成18年度～		
【実施主体】	（一社）横手市観光協会		
【事業内容】	横手市役所本庁舎に隣接する「ふれあいセンターかまくら館」において、常設する「かまくら」への観光誘客や特産品の販売を行うほか、市役所前おまつり広場で行われる、送り盆まつりや雪まつりへの参画へ資する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】芸術文化推進事業（再掲）

【事業実施時期】	平成17年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	中心市街地区域内のかまくら館や新しく建設される市民会館等の公共公益施設を拠点とし、施設で行う各種事業や施設外でのアウトリーチ事業等を複合的に実施し、市全体の文化芸術振興と市民の交流を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	芸術、文化等にふれる機会や交流機会を創出することで来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】	公共ホール音楽活性化支援事業		
【支援措置実施時期】	令和4年度～	【支援主体】	（一財）地域創造
【その他特記事項】			

【事業名】よこてお城山クラフトフェア

【事業実施時期】	平成22年度～		
【実施主体】	よこてお城山クラフトフェア実行委員会		
【事業内容】	横手公園内のクラフトフェア会場において、食品・植物・農産物・古道具などの展示販売や、音楽や大道芸などのパフォーマンスを行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】よこて桜まつり

【事業実施時期】	平成17年度～		
【実施主体】	(一社)横手市観光協会		
【事業内容】	横手公園と金沢公園を会場として、毎年4月中旬から下旬にかけて行われる桜まつりである。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	イベントの開催により、来園者・来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

横手市においてはJR横手駅とその周辺が公共交通における主要な結節点となっており、学生を中心に鉄道やバス等の公共交通機関が利用されている。しかしながら、人口減少や少子化、また自家用車での移動の増加等により、鉄道・バスの利用者共に全体として減少傾向にある。

市ではこれまでも都市計画マスタープラン（立地適正化計画）で「多核型のコンパクトシティ＋ネットワーク」を将来都市構造の目標として掲げ、中心市街地の拠点性を高めるとともに、利便性の高い公共交通ネットワークを構築するよう取り組んできた。

現状では自家用車での移動が中心となっているが、今後ますます高齢化することにより、これまで自家用車で移動していた人が運転できなくなり移動手段が限られてくるため、公共交通機関の重要性が高まっていくと想定される。

そのため、これまでも鉄道や民間バスの交通網を補完する形で取り組んできた横手デマンド交通や循環バス事業等を継続し、必要に応じて事業内容の見直しを図り利便性の向上を図っていくことで、今後ますます進む高齢化社会を見据え、自家用車による移動ができない人でも暮らしやすくアクセスがしやすい中心市街地としていく必要がある。

他にも、観光客やビジネス客など遠方から横手市を訪れる人の移動手段が限られており、特に秋田空港からのアクセスが悪い、また市内での移動が難しい等の課題がある。

これに対しては、横手市オンデマンド・空港送迎サービスを試験的に実施して空港利用者の移動ニーズ等を調査し、今後の交通施策に繋げ交通アクセスの向上を図ることで、観光客の誘客を始めとする様々な経済活力向上につなげたい。

[2] 具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置

該当なし

（2）認定と連携した支援措置

①認定と連携した特例措置

【事業名】横手市オンデマンド・空港送迎サービス事業（よこてWARP）（再掲）

【事業実施時期】	令和6年度～令和7年度		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	秋田空港からの2次アクセスの改善と、2025大阪・関西万博の開催を見据えた関西方面からの誘客強化のため、横手駅前と秋田空港を結ぶ市独自の予約型の送迎サービスを行い、関西圏などからの誘客を強化して観光消費額の増加や市街地の活性化につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	秋田空港からのアクセスの向上により、観光客、インバウンド客等の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年4月～令和8年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

②認定と連携した重点的な支援措置

該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

【事業名】横手デマンド交通・循環バス運行事業

【事業実施時期】	平成25年度～		
【実施主体】	横手市地域公共交通活性化協議会・バス事業者・タクシー事業者		
【事業内容】	中心市街地区域内のバスターミナルを起点に「横手市循環バス」を運行し、買い物や通院といった市民の日常的な移動の利便増進につなげる。また、横手市内全域において「横手デマンド交通」を運行し通常のタクシーより安価にドアtoドアの移動を実現。デマンド交通で市中心部まで来て循環バスに乗り換え市街地等を巡るといった使い方を可能とし、様々な移動ニーズに応えることで中心市街地の活性化につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増 ・居住人口の社会増 ・新規開業数増		
【活性化に資する理由】	公共交通の利便性の向上により、来街者の増加、居住人口の増加を図る。 また、高齢者等の来街機会増加により、事業所・店舗の増加を図る。		
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業		
【支援措置実施時期】	平成25年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4)国の支援がないその他の事業

【事業名】運転免許証自主返納サポート制度

【事業実施時期】	平成30年度～		
【実施主体】	横手市地域公共交通活性化協議会		
【事業内容】	運転免許証を自主返納された方に対し、市内の公共交通で利用できる回数券12,000円分を交付。特に中心市街地やその周辺エリアでは、循環バスなどの公共交通をこの回数券で利用可能となるため、免許を返納した後でも買い物等の外出機会の増加につながるものであり、市街地の活性化の一助とする。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	交通費の助成により、来街機会の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】障がい者タクシー利用・通院交通費助成事業

【事業実施時期】	平成17年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	障がい者の通院などにかかる費用の負担を軽減するため、タクシー利用券の交付や通院交通費の助成を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	交通費の助成により、来街機会の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】交通助成券交付事業

【事業実施時期】	令和5年度～		
【実施主体】	横手市		
【事業内容】	自家用車を持たない75歳以上の高齢者に対し市内の交通機関で使用できる交通助成券を配布する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	交通費の助成により、来街機会の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】横手かまくらFM放送事業

【事業実施時期】	平成23年度～		
【実施主体】	横手コミュニティFM放送株式会社		
【事業内容】	横手駅東口第一地区再開発事業により完成した「よこてイースト」内に本社と放送局の演奏所を置き、コミュニティ放送事業を実施している。市民や企業の参画により地域の商業、行政情報や独自の地元情報に特化し、地域の活性化に役立つ放送を行う。また、地震や大雨、大雪などの災害が発生した際には、横手市との「災害時緊急放送協定」により、優先して防災情報の放送を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標①中心市街地での人々の活動の活性化		
【目標指標】	・公共施設の利用者数増		
【活性化に資する理由】	地域情報のPRにより、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

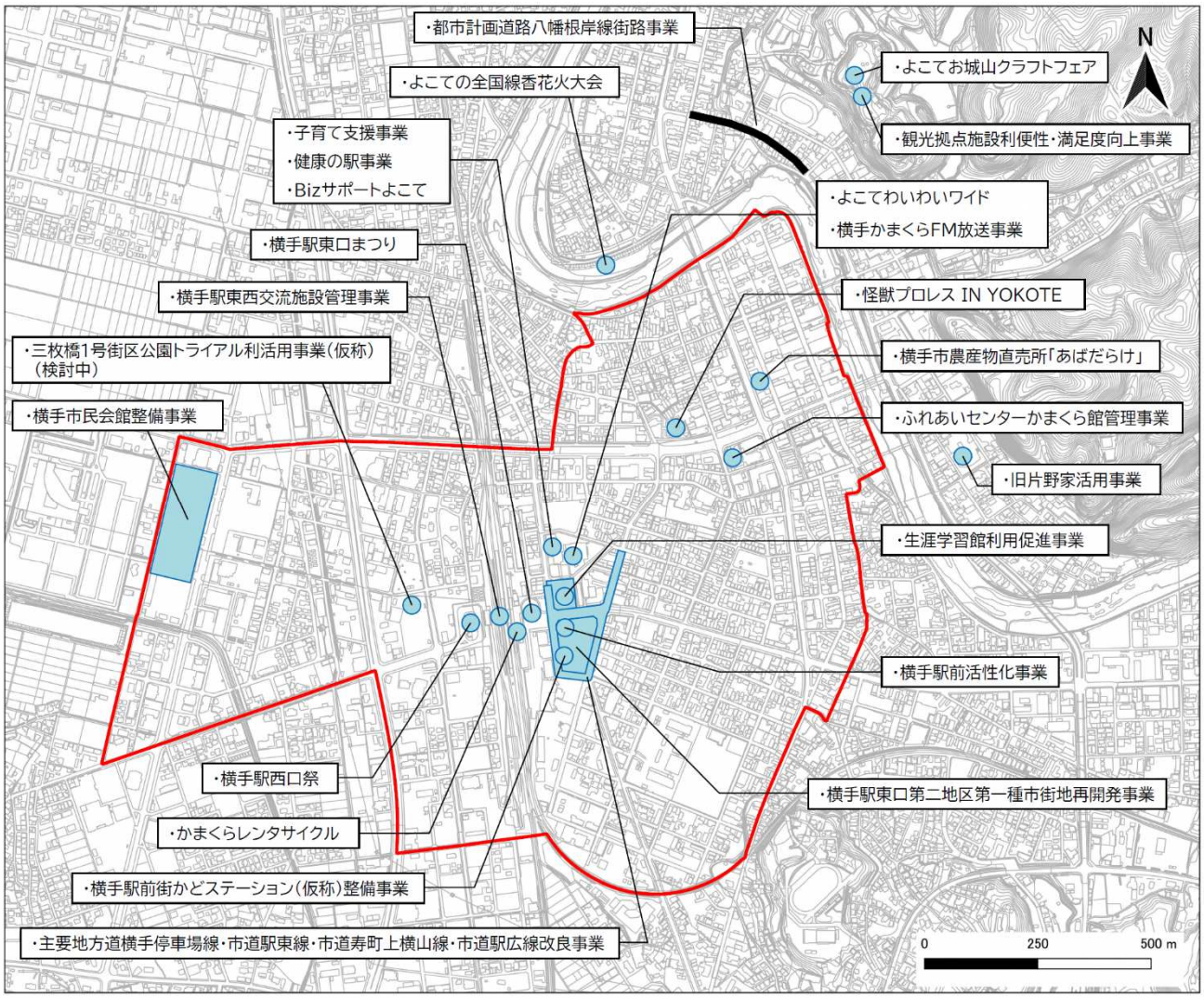

■上図に未記載の事業

景観・屋外広告物対策事業	IT・ソフトウエア関連企業立地優遇制度助成金
雪国よこて安全安心住宅普及促進事業	地域おこし協力隊起業・事業承継経費
住宅・建築物安全ストック形成事業	横手市中心市街地にぎわいイベント事業補助金(仮称)(検討中)
除雪活動費補助金	YOKOTE 音 FESTIVAL
生活道路除排雪協働事業	横手の送り盆まつり
横手地域雪対策連絡協議会	横手の雪まつり
横手市空き家バンク事業	よこて桜まつり
空き家バンク活用推進補助事業	ナイトタイムエコノミー推進による魅力増進、滞在時間延長促進事業
空家等除却費補助事業	横手市の PR 事業
地域おこし協力隊空き家改修事業	横手市合併20周年記念事業
移住・定住支援事業	次世代人財育成塾
民間まちづくり会社による移住・定着促進活動	横手市農商工連携協議会の運営
スポーツ大会誘致事業	自主文化事業
起業家育成事業	芸術文化推進事業
起業・創業支援事業	観光誘客推進インバウンド対応事業
サテライトオフィス進出支援事業	よこてシティハーフマラソン
空き店舗等利活用支援事業	横手デマンド交通・循環バス運行事業
起業ワンストップ相談窓口	横手市オンデマンド・空港送迎サービス事業(よこて WARP)
商い賑わい創出事業	運転免許証自主返納サポート制度
商工団体連携地域活性化事業	障がい者タクシー利用・通院交通費助成事業
キッチンカー導入支援事業(検討中)	交通助成券交付事業

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1)中心市街地活性化を統括する組織

本市は、中心市街地活性化基本計画に関する事務を所掌する総務企画部大型公共施設整備室と、商業振興に関する事務を所掌する商工観光部商工労働課、都市計画関連のまちづくりを所掌する建設部都市計画課とで連携を図りながら中心市街地活性化の取組を進めている。

(2)庁内の連携調整のための会議

本市は、中心市街地活性化に関する施策を総合的かつ一体的に計画し、推進していくため、「庁内検討委員会」を組織し、関係部局の連携・総合調整を行っている。

本計画認定後は、事業の進捗管理を当該会議で共有し、各事業が総合的かつ一体的に進められるようにするため、連携を密に図ることとしている。

また、庁内検討委員会の設置にあわせて中心市街地活性化に向けての具体的取組を検討するため、関係課担当者で構成する「ワーキンググループ」を設置している。

表 庁内検討委員会 構成員

	所属	役職
1	総務企画部	部長
2	建設部	部長
3	経営企画課	課長
4	商工労働課	次長兼課長
5	観光おもてなし課	課長
6	都市計画課	課長
7	大型公共施設整備室	室長

※事務局は大型公共施設整備室

表 庁内検討委員会 開催状況

	開催日	議題
第1回	令和6年5月 24 日(金)	基本計画策定スケジュール、基本計画骨子案
第2回	令和6年7月 18 日(木)	基本計画素案、個別事業
第3回	令和6年9月 24 日(火)	基本計画案

表　庁内検討委員会ワーキンググループ 構成員

	所属	役職
1	経営企画課	政策調整係長
2	商工労働課	上席副主幹兼商業振興係長
3	商工労働課	副主査
4	観光おもてなし課	副主幹兼観光企画係長
5	都市計画課	副主幹兼計画係長
6	大型公共施設整備室	参事
7	大型公共施設整備室	主査
8	大型公共施設整備室	主査

表　庁内検討委員会ワーキンググループ 開催状況

	開催日	議題
第1回	令和6年6月 12 日(水)	基本計画策定スケジュール、基本計画骨子案
第2回	令和6年7月 22 日(月)	基本計画素案、個別事業
第3回	令和6年9月 18 日(水)	基本計画案

(3)横手市議会における中心市街地活性化の審議

表　審議状況

開催日	議題
令和6年3月議会	中心市街地活性化基本計画策定に向けた方針と予算案について説明
令和6年4月全員協議会 (行政課題説明会)	以下について説明 ➢ 中心市街地活性化基本計画策定・認定スケジュール ➢ 中心市街地活性化協議会の設置 ➢ 中心市街地活性化基本計画策定区域案・計画概要素案
令和6年8月全員協議会 (行政課題説明会)	中心市街地活性化基本計画(素案)について説明

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1)中心市街地活性化協議会の概要

中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項の規定に基づき、横手商工会議所及び一般社団法人横手市観光推進機構が共同で令和6年6月18日に「横手市中心市街地活性化協議会」を設置した。

(2)構成員

横手市中心市街地活性化協議会の構成員は以下の通りである。

表 横手市中心市街地活性化協議会 構成員

	区分	法令根拠	所属	役職
1	共同設置者	法第 15 条 1 項	横手商工会議所	会頭
2	共同設置者	法第 15 条 1 項	横手商工会議所	専務理事
3	共同設置者	法第 15 条 1 項	一般社団法人横手市観光推進機構	理事長
4	商業者等	法第 15 条 4 項	横手駅前商店街振興組合	副理事長
5	商業者等	法第 15 条 4 項	横手駅西口駅前振興組合	代表理事
6	商業者等	法第 15 条 4 項	横手まちづくり株式会社	代表取締役
7	権利者	法第 15 条 4 項	秋田ふるさと農業協同組合	代表理事組合長
8	権利者	法第 15 条 4 項	株式会社横手開発興業	専務取締役
9	交通事業者	法第 15 条 4 項	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社	横手駅長
10	交通事業者	法第 15 条 4 項	羽後交通株式会社	取締役社長
11	行政	法第 15 条 4 項	横手市	商工観光部長
12	行政	法第 15 条 4 項	横手市	建設部長
13	地域経済	法第 15 条 8 項	秋田銀行	横手支店長
14	地域経済	法第 15 条 8 項	北都銀行	執行役員横手支店長
15	有識者	法第 15 条 8 項	秋田大学	横手分校長
	オブザーバー	法第 15 条 7 項	東北地方整備局建政部都市・住宅整備課	課長
	オブザーバー	法第 15 条 7 項	秋田県平鹿地域振興局総務企画部 地域企画課	課長

(3)開催状況

表 横手市中心市街地活性化協議会 開催状況

開催日	議題
令和6年6月 10 日	準備会
令和6年6月 18 日	設立総会 規約(案)について 役員の選任について 基本計画の策定方針について
令和6年8月1日	新規加盟委員について 基本計画(素案)について
令和6年 10 月4日	基本計画(案)について 意見書(案)について

(4)法第15条への適合状況

中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項で定める「当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者」としては、一般社団法人横手市観光推進機構が、「中心市街地整備推進機構」に指定されている。

また、第2項で定める「当該中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者」としては、「横手商工会議所」が共同設置者となっている。

横手市指令第 421 号
令和 6 年 5 月 31 日

一般社団法人横手市観光推進機構
理事長　打川 敦　様

横手市長　髙 橋　大

中心市街地整備推進機構指定通知書

令和 6 年 5 月 9 日付で申請のあった中心市街地整備推進機構の指定については、審査の結果適正であるので、中心市街地活性化に関する法律第６１条第１項の規定により、下記のとおり中心市街地整備推進機構として指定します。

記

1	指定年月日	令和 6 年 5 月 31 日
2	推進機構の名称	一般社団法人横手市観光推進機構
3	推進機構の住所	秋田県横手市駅前町 1 番 15 号
4	事務所の所在地	秋田県横手市駅前町 1 番 15 号

図　中心市街地整備推進機構指定通知書(写し)

（5）中心市街地活性化協議会による意見書（写し）

※協議会より横手市長へ提出後、記載。

（6）横手市中心市街地活性化協議会　規約

横手市中心市街地活性化協議会規約

（設置）

第１条 横手商工会議所及び一般社団法人横手市観光推進機構は、中心市街地の活性化に関する法律（平成１０年法律第９２号。以下「法」という。）第１５条第１項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

（名称）

第２条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「横手市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第３条 協議会は法第９条第１項の規定により横手市が作成する基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第９条第１０項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項について協議し、横手市中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

（活動）

第４条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

（１） 横手市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出

（２） 中心市街地活性化に関する意見交換及び情報交換

（３） 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に係る事業に関すること

（構成員）

第５条 協議会は、次の者をもって構成する。

（１） 横手商工会議所

（２） 一般社団法人横手市観光推進機構

（３） 横手市

（４） 法第１５条第４項に規定する者

（５） 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認められる者

（組織）

第６条 協議会は、会長、副会長、委員をもって組織する。

（役員）

第７条 会長は、横手商工会議所会頭をもって充てる。

２ 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長が委員の中から指名し、協議会の同意を得て選任する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（委員）
第８条 委員は、第５条各号に該当する者が指名する者をもって充てる。
2 委員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。
3 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

（会議）
第９条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
2 会議は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ開くことができない。
3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該委員が指名する者を代理として出席させることができる。
4 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
5 会長は必要に応じて、委員以外の者を 会議に出席させ、意見又は説明求めることができる。
6 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

（費用弁償）
第１０条 協議会の会議開催に際して、構成員である委員に対し開催謝金、交通費等の費用弁償は行わない。

（幹事会等の設置）
第１１条 協議会は、必要に応じ、幹事会、部会などの下部組織（以下「幹事会等」という。）を置くことができる。
2 幹事会等の組織・運営、その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）
第１２条 協議会の事務を処理するため、事務局を協議会に置く。

（解散）
第１３条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の４分の３以上の同意を得なければならない。

（補足）
第１４条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則
1 この規約は、令和６年６月１８日から施行する。
2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、全体会の承認を得て、別に定める。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1)客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

① 統計的データの客観的な把握・分析

統計的データの客観的な把握・分析は、「参考資料」において、統計データより地域の現状を把握し、分析を行っている。

② 地域住民のニーズの客観的な把握・分析

地域住民のニーズの客観的な把握・分析は、総合計画への市民意向の反映、市の取組の成果や達成の度合いなどの把握のために、毎年度実施している「横手市まちづくりアンケート」を活用して行っている。

(2)様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

① 横手市中心市街地活性化協議会の開催

横手商工会議所や一般社団法人横手市観光推進機構と連携し、中心市街地活性化協議会の場を通じて、事業者や地域住民等と意見交換を行いながら、中心市街地活性化基本計画に基づく事業の推進や事業主体間の相互連携、活性化に向けた目標達成のための調整などを行っている。

② パブリックコメントの実施

※令和6年10月9日（水）～11月7日（木）の期間で実施後、記載。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

本市マスタープランにおいて、中心市街地は中心拠点と位置づけられており、横手市全体の町の活力とにぎわいを創出する拠点として文化、経済、行政等の広域的に利用されるべき都市機能を提供し、居住者、来街者、観光客等の多様な人々の交流を創出するとしている。

立地適正化計画では、中心拠点を「多核型のコンパクトシティ＋ネットワーク」を目指すうえで重要な拠点と位置付けている。安心快適なにぎわいのある中心拠点を形成するために、雪に強いまちなか居住エリアを形成したうえで、子育て支援機能や医療機能、高齢者支援機能等の生活に不可欠な都市機能や、文化機能、交流機能、商業機能等の都市での質の高い暮らし及び市内外からの来訪者増加に資する都市機能を誘導するとしている。

[2] 都市計画手法の活用

本市では、都市計画区域内の用途地域が定められていない白地地域に特定用途制限地域を指定している。特定用途制限地域は、各地域の特性や土地利用の現状を踏まえて「地域拠点型」「沿道拠点型」「都市近郊型」「田園保全型」の4つに区分し、店舗、事務所、遊戯・風俗施設等の立地に制限を設けている。

また、多様な用途を許容する準工業地域においては、特別用途地区を定め大規模集客施設の立地を制限し、大規模集客施設の適正な配置誘導を行う。

・横手市特定用途制限地域における建築物の用途の制限に関する条例
　平成23年12月14日　条例第35号

[3] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積のために、以下の事業を推進する。

分類	事業名
4　市街地の整備改善のための事業	・横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業 ・主要地方道横手停車場線・市道駅東線・市道寿町上横山線・市道駅広線改良事業
5　都市福利施設を整備する事業	・横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業（再掲） ・横手市民会館整備事業 ・生涯学習館利用促進事業 ・自主文化事業 ・子育て支援事業
6　街なか居住の推進のための事業	・横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業（再掲） ・主要地方道横手停車場線・市道駅東線・市道寿町上横山線・市道駅広線改良事業（再掲） ・雪国よこて安全安心住宅普及促進事業 ・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・子育て支援事業（再掲） ・移住・定住支援事業
7　経済活力の向上のための事業	・横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業（再掲） ・横手市民会館整備事業（再掲） ・空き店舗等利活用支援事業 ・起業家育成事業 ・起業・創業支援事業 ・健康の駅事業 ・サテライトオフィス進出支援事業
8　4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業	・横手デマンド交通・循環バス運行事業 ・オンデマンド・空港送迎サービス事業（よこてWARP）

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

[1] 都市計画等との調和

「横手市都市計画マスタープラン」においては、「多核型のコンパクトシティ＋ネットワーク」を将来都市構造としたうえで、中心拠点と副拠点、6つの地域拠点の8地域に拠点を配置し、拠点同士の連携により地域の自然や文化、コミュニティを継承していくとしている。横手地域は中心拠点であり、公共施設の中心拠点への移転や機能の複合化、駅やバスターミナル等の交通拠点周辺への都市機能誘導等により、市全体の活力とにぎわいを創出することを役割としている。

土地利用の方針としては、中心拠点エリアのにぎわい再生に向けて、横手駅周辺の空き店舗や空きビルを活用しエリアとしての価値の向上に努め、来街者を増やす施策展開を行うとしている。また、公共施設の老朽化に対して、公共施設の建て替え及び中心拠点への移転や機能の複合化、高度化に取り組むこととしている。